

---

# 東北芸術工科大学 紀要

## BULLETIN OF TOHOKU UNIVERSITY OF ART AND DESIGN

第27号 2020年3月

念仏供養石建立をめぐる生活誌

— 地域史研究のために民俗学の立場からできること —

An Ethnography about the Creation of the Nembutsu Memorial Stone

— What Folklore Researchers Can Do for Regional History Studies —

守谷 英一 | MORIYA Eiichi

---

# 念仏供養石建立をめぐる生活誌

— 地域史研究のために民俗学の立場からできること —

An Ethnography about the Creation of the Nembutsu Memorial Stone  
— What Folklore Researchers Can Do for Regional History Studies —

守谷英一 | MORIYA Eiichi

---

This research paper is "An Ethnography based on ancient document records".

The old documents that I used as the material are five points written by the villagers in 1818 and 1819. 1818 and 1819 are the late Edo period.

These ancient documents were left in the Asadachi area of Shirotaka-machi, Nishiokitamagun, Yamagata Prefecture. And they are part of 100 documents that were put in a document box called "Ooishitou shorui irebako".

In addition to these documents, the author tried to write Ethnography using the historical records of the period and the folklore of the village. I also did fieldwork.

The author's Ethnography found that 92.6% of the houses that lived in Asadachi village in 1818 and 1819 donated money and goods.

It was also found that the total donation amounted to 71.4% of the taxes that the people of Asadachi at that time had to pay.

And the people of Asadachi village were able to build the Nembutsu memorial stone tower because of the existence of senior leaders, senior leaders, Negotiator with unique talent, and powerful supporters That was also understood by Ethnography.

But the people of Asadachi village at that time were not rich. The villagers were not only despised by the buddha but also sought the healing of the spirit of many gods such as Suwa and Daikokuten.

The Nembutsu memorial stone tower that

---

currently exists in Asadachi village is a symbolic form of spirituality rooted in such diverse lives.

Keywords:

生活誌、古文書、民俗学、山形県白鷹町、念仏供養塔

Ethnography, ancient documents,folklore, Shirotakamachi,Nembutsu memorial stone tower

---

## 1. 問題の所在

---

### (1)はじめに

#### 1)白鷹町浅立の念仏塔関係文書について

山形県西置賜郡白鷹町浅立地区の地藏堂の道向かいには、大きな自然石に「南無阿彌陀佛」と刻まれた石塔<sup>1</sup>が建てられている(以下、特に問題のない場合は「念仏供養塔」と記す)。

白鷹町教育委員会の発行した『しらたかの歴史をたずねて』には、この碑の建立について「むかし村に悪疫がはやり、多くの人がなくなった。このあと村の人も隣村の人も協力し、この石は遠く大石沢から引いて来た。機械力の小さかった当時、藁の大綱に大勢の人が集まって引いた。綱には信心による女の人の長い毛髪をないまぜてあり、それが現在も伝わる。書は松島瑞巖寺に依頼した。和尚さまは持参した酒のみ、一気に立派に書いたものと伝えられている(白鷹町教育委員会編, 1981: 109)」という伝承が紹介されている。

『白鷹町 石像文化財調査報告書』によると、この石塔は、高さは336cm、幅が最も広いところで190cmあり、現在のところ白鷹町最大の念仏碑であり、碑の正面には「南無阿彌陀佛」の他に、文政2(1819)年8月という建立時期や「南山道人書」と揮毫者名も刻まれているという(白鷹町石像文化財調査委員会編, 2010: 41)。

本年(2019年)は碑が建立されてから200周年を迎えることになる。それをきっかけとして、地元白鷹町浅立地区では、碑の周りの塀の修繕などの環境整備と碑の由来などを知らせるパンフレットづくりをしようという機運が有志の方々の中で起こった。

その過程で、碑の建立に関わる書類が入れている「大石塔書類入箱」が保存されていることがわかった。この箱には、白鷹町教育委員会の石井紀子さんの整理によると、文化15(1718)年から平成26(2014)年までの約100点の書類や写真などが入れられている。

その中の近世の文書について、白鷹町教育委員会をおして、白鷹古文書研究会(菅野志郎会長)が文書の解説を依頼された。さらに解説結果を基にして、石碑が建立された経緯などをわかりやすく説明するパンフレットの作成も古文書研究会に依頼された。

---

文書の解説は、令和元(2019)年7月から始められ、筆者も会員の一人として、文書の解説に取り組んでいるところである。なお、本稿で採り上げた念佛供養塔関係の文書の解説にあたっては、白鷹町古文書研究会会長菅野志郎氏、事務局長江口儀雄氏を始め、古文書会会員のみなさんから御指導と御助言をいただいた。ここに記して感謝申し上げます。

#### 2)文書の解説から生活誌(Ethnography)へ

箱に収められている近世文書は、帳簿類が主である。もっとも古いものは、文化15(1818)年2月大吉日と記されている「念佛石塔建立ニ付諸信施志人名覚留帳」である。他に文政2(1819)年8月吉日の「念佛供養石建立ニ付諸奉嘉志面附覚帳」や「供養石ニ付萬諸懸り金銭出入覚留帳」などがあり、近世期のものは寄進物と寄進者名の書留覚え帳あるいは石塔建立にかかった金銭の出納帳などとなっている。

これらの帳簿類を解説することにより、石碑建立の中心となった人たちや、寄付金額、あるいは建立にかかった費用などが解明できると考えられる。また、当時の村組織の概要などもわかると考える。

このような仕事は、文献史学の立場から行われることが多いと思われる。今回のパンフレットの作成にあたっては、古文書研究会の会員の多くは、白鷹町史談会の会員であるので、基本的にはこれまでまとめられた地域史の史料を参照しながら、文献史学の立場からまとめられることになると考える。

また一方、このような文書を解説し、それを歴史的文脈の中に位置づけることだけでは、地域の人たちに念仏塔の歴史や意義を伝えるには充分とはいえないとも考える。

当時の人たちが、どのような生活の中で、どのような願いを持って念仏塔建立に動いたのかということを知ることが、現代にその地域で生きる人たちにとっては有意義な事なのではないかと考える。

筆者は人類学、民俗学の視点から生業研究を専門とするものである。古文書の解説を学んでいるのは、自己の研究の手法を拡大しようと考えてであり、専門とするものではない。しかし、今回の念仏石建立の課題については、より専門の立場から参画できないかと考えた。

つまり、文書の解説を基盤としながら、その解説報告を生活誌として提出することはできないかと考える。

具体的には、解読された文書から読み取れるものを基盤として、他の史料や現地での聞き取りを含め、文化末期から文政初期の浅立村の生活の中で念仏塔建立という事象を考えてみようと思うのである。それは、念仏供養石建立をめぐる生活誌記述の試みといえるであろう。このような形が人類学、民俗学の視点から地域史に関わり方と考えるのである。

本稿においては、村の地誌、歴史、産物や年貢高などの産業に関わることをまとめて村の概要を把握した上で、念仏塔に関する文書の解読結果とその他の史料をつきあわせ、可能な限りの生活の様相の復元を試みることを構想する。それが本稿の目的である。

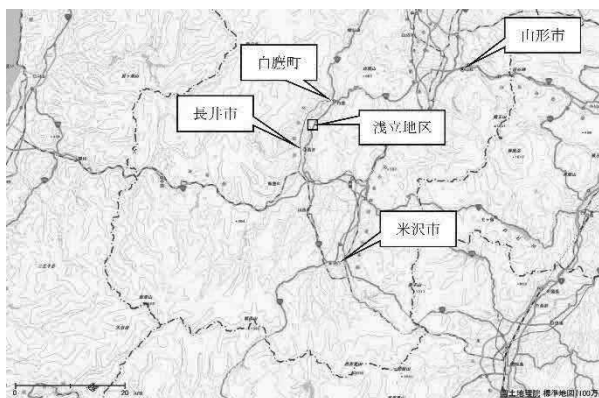
## 2. 念仏供養石建立をめぐる生活誌

### (1) 浅立村の地理条件と沿革

#### 1) 地理と気候

浅立村は、現在の山形県西置賜郡白鷹町浅立地区の旧村名である。白鷹町は、山形県の南部置賜盆地の北端にあり、県都の山形市の西方になっている。最上川が町のほぼ中央部を南北に流れている。

山形市中央部と白鷹町役場所在の荒砥地区は、約30kmの距離にある。また、この地域一帯は近世期には上杉家の所領であって、その藩庁所在地である米沢と荒砥の距離も約30kmほどである。



図表1 白鷹町周辺地図 国土地理院地図  
(<http://portal.cyberjapan.jp/site/mapuse4/index.html#zoom=10&lat=38.33011&lon=139.95139&layers=TTTB>)をもとに筆者が加工した。

町の東部は町名の由来ともなっている白鷹山(標高992m)を中心とする丘陵が、東方の村山盆地との間に横たわり、西部には朝日連峰連なる頭殿山(標高1,203m)や葉山(1,236m)などの山々が連なっている。南部は隣の長井市にむけて盆地は広がっているが、北部は東部の丘陵と西部の山裾が最上川の河岸まで迫り、狭い峡谷になっている。

浅立地区は町の最南部の地域である。最上川は長井市域では盆地の東端近くをながれ、東岸の平地は少なくなっているが、浅立地区に入ると、やや西向きに流れを変え、次第に盆地の中央部に近づき始める。

浅立の東部は白鷹山から連なる丘陵の高台、鷹戸屋山(標高792.8m)があり、その西部山麓が浅立ということになる。

現在は集落の西部の水田の中を南北に国道287号線が通っているが、以前は、もっと東寄りの山裾を国道が通っていた。そして、この街道に沿って家々が存在するが、そこが浅立の中心集落である。

この道は南に向かうと長井市五十川、森を経て川を渡ると長井の市街地に通じ、そのまま東岸を進むと、東の峠を越えて長井市伊佐沢から米沢中街道に入り米沢に続く道である。また、北へ向かうと広野、畔藤を経て荒砥に続く道となっている。



図表2 浅立地区周辺空中写真 国土地理院平成25(2013)年10月14日撮影  
(<https://mapps.gsi.go.jp/maplibSearch.do?specificationId=1597816>)

気候としては、白鷹町全域は置賜盆地北部の気候に属する。『白鷹町史 現代編』によると、白鷹町は一般的には内陸的特性を帯び、平成17(2005)年から平成21(2009)年の測定結果では、平均気温は10.4℃であるが、

夏期には35℃以上になる日もあり、また冬期は氷点下10℃以下になることもある。また、年間の降水量は平均して1,500mm程度で、積雪は地形により局地的な特色があり、山間部では平年でも1mを超えることは珍しくない。しかし、平坦地では70cm程度となっている(白鷹町史編さん委員会他編, 2014: 135)。浅立地区の集落部は平坦地に属しているため、冬期の積雪は町内でも少ない部類に属している。

## 2) 村の沿革

浅立の東方山麓地域には7カ所の縄文集落跡遺跡があり、古くから人々が居住していたことがうかがえる。また、中世期、戦国期の館址もそれぞれ1カ所存在し、まとまった集落が形成されていたこともうかがえる(白鷹町史編さん委員会他編, 2014: 885-886)。しかし、近世以前の浅立村に関する文書記録はほとんど残されていないため、具体的な様相は不明である。

浅立高野(たかの)の梅津清六家に伝わる文書に、明治6(1873)年3月と表紙に記された「浅立村 数百年規則記」と題された書写本がある。内容は梅津家に伝承された村のできごとを記したものである。『東根村郷土史』では、この文書を「清六文書」と呼んでいて、しばしば参照されている。

その一つに、明徳4(1393)年に、白兔村(現在の山形県長井市白兔地区)葉山堂建立について、浅立村から金子を寄進したことを、「浅立最初の記録である」としていることがある。また、その140年後ぐらいの天文年間(1532年から1555年)ごろには伊達市の家臣小山兵庫守の知行地であって、梅津清六の遠祖である小山兵庫守の家老の佐藤丹波というものが丹波堰を開いたと伝えられていることも『東根村郷土史』に記されている(東根村郷土史刊行会編, 1972: 89)。

文書の記録に浅立村が出てくるもっとも古いものは、管見する限りでは伊達氏の文書で、天文7(1538)年9月3日の日記を天正14(1586)年9月17日に写したとされる「御段銭古帳」である。そこには、「下長井白川より南」分に「一八くはん七十五文 あさたち」と記されている(小林宏, 1970: 282)。

ここで「あさたち」が「下長井白川より南」の分に入れているが、その後の天正12(1584)年の「下長井段銭帳」では浅立郷の本段銭は「8貫75文」となっているため、

「御段銭古帳」の「あさたち」と「下長井段銭帳」の浅立郷は同一地区と推測される。したがって、白川よりは北方にある浅立は、本来は「下長井白川より北」に記載されるべきであったのが誤って記載されたか、あるいは「白川より南」と認識されていたのであろう(白鷹町史編纂委員会他編, 1977: 189-190)。

このように、文書記録で「浅立」が確認できるのは、16世紀になってからである。しかし、『白鷹町史』上巻では、この地区の中央部に「館屋敷」、「館屋敷浦」、「大屋敷」「堀之内」などの地名があり、それらの地名が地頭の屋敷跡と考えられると記されている。安堵状や段銭帳では松岡藤右衛門、松岡平六、梅津掃部助、梅津彦七などを拾うことができるが、地頭が誰であったかは正確にはわからないとしている(白鷹町史編纂委員会他編, 1977: 292)。

したがって、文書記録に表れる以前に、すでに集落が開かれていて、それは中世までさかのぼることができるが、その時期については明確にすることはできない。

近世期に入ると、天正19(1591)年10月に豊臣秀吉によって伊達氏が国替えを命じられ、蒲生氏郷の所領となる(白鷹町史編纂委員会他編, 1977: 336)。

しかし、慶長3(1587)年に蒲生氏は宇都宮に国替えを命じられ、この地域は会津とともに上杉家の所領となる(白鷹町史編纂委員会他編, 1977: 356)。

慶長5(1600)年、関ヶ原の戦いがおこると、上杉氏は豊臣方についていわゆる「最上戦争」を戦った。浅立村からは沼澤茂右衛門が馬上出陣し、後に名字帯刀を免許され、様々な諸役の一部を免除される「免許百姓」となっている(米沢市史編さん委員会編, 1991: 106-107)。

徳川家康が関ヶ原の戦いに勝利し、天下を治めることになると、上杉氏は120万石から多くの領土を失い、伊達、信夫、置賜郡30万石に減封された(白鷹町史編纂委員会他編, 1977: 375)。それ以来、浅立地区は上杉家の領地「浅立村」となる。

明治維新後、置賜県及び山形県西置賜郡浅立村を経て、明治22(1889)年に町村制が施行された時に浅立村は広野村、畔藤村と合併して東根村となる。その後、昭和29(1994)年に町村合併によって、東根村は白鷹町の一部となり、現在に至っている。

## (2) 浅立村の様相

### 1) 「邑鑑」からわかる浅立村の村勢

この地域の村々のようすが、まとまった形でわかるもとも古い史料は「邑鑑(むらかがみ)」であろう。『米沢市史』近世篇1では、「邑鑑は文禄三年の検地と戸口・役木の調査記録で、わが国最古の村勢一覧である」と述べている(米沢市史編さん委員会編, 1991, : 41)。

「邑鑑」の成立年代については諸説あって、確定しにくい。最近の研究では、現存する「邑鑑」は蒲生氏時代のものをもとにして、慶長年間(1596年から1615年)に編集されたとしている<sup>2</sup>。したがって、「邑鑑」からは江戸時代初めの浅立村の様相が読みとることができるといえよう。

「邑鑑」の記載項目は、1村高、2免、3漆・青苧・桑・紅花・楮・柿について「有」と「少有」の区分、4家数、5人数となっていて、さらに家数は「役家」、「検断あるいは肝煎と小走」、「諸職人・寺・山伏・座頭・間脇(脇家)」の3つに区分している。また人数は、「男十五(歳)より六十(歳)までの者」と「同坊主・寺・山伏・座頭老若」、「女老若」の3つに区分して記されている(米沢市史編さん委員会編, 1991, : 39-40)。

「邑鑑」の浅立村分は次のようになっている。

#### 浅立村

一高三百六拾六石七斗四升 三ツ四分成

一桑木有 一漆木有 一紅花小有 一青苧有

一三拾五間 家数

右内 一七間役屋 一貳間肝煎小走

一貳拾六間寺山伏まわき共

一百貳拾六人 人数

右内 一貳拾五人男十五より六十迄ノ者

一五拾壺人同坊主山伏座頭老若

一五拾人女老若

浅立村の「村高」は366石7斗4升である。また、税率を表す「免」が「三ツ四分」、つまり税率が3割4分である。

現在の白鷹町に属する邑鑑に記載されている村は、22ヶ村であるが、浅立村の村高は13番目である。また、白鷹町域の免の平均は3割2分1厘であり、最も高いのが4割3分の畔藤(くろふじ)村、低いのが正部(しょうぶ)村の2割であり、浅立村の3割4分は高い方から7番目である。

村高や免は、耕地の面積やそのそこから生産される作物の量と質などを判断する「検地」を基にして決められる。

「邑鑑」に記載されているものは、上杉氏以前の天正19(1592)年及び文禄3(1594)年の検地結果を基にしたものと考えられている<sup>3</sup>。

したがって、「村高」は、その村の生産力のある程度客観性を持って示した、村の経済規模を表すもの、いわば現在のGDPの村版のようなものと考えられる。

先に述べたように浅立村の場合、白鷹町域では13番目の村高になっている。それを1戸あたりでみると、10石5斗7合となり、19番目となる。

白鷹町域22ヶ村の1戸あたりの住民数は、中山村の11.4人が最も多く、浅立村の場合は、3.60人で、3.59人の馬場(ばば)村に次いで少ない人数である。したがって、1戸あたりの石高で比較するのは不適當であるといえよう。

住民1人あたりの石高がもっとも多いのは正部村で7石3斗4升4合であり、2番目が馬場村で6石7斗9升6合である。この2つが飛び抜けて多くなくて、あとは4石台が2ヶ村、3石台が1ヶ村となり、白鷹町域の平均は3石2升3合となる。浅立村は2石9斗1升9合で、8番目に位置づけられる。

したがって、浅立村は平均よりわずかに低い生産力であるが、順位としては真ん中より上の生産力を持つ村であるといえよう。

経済的な生活の豊かさを推測されるのは、税を支払ったあとにどのくらい残るかを考えてみなければならない。

税としてのいわゆる「年貢」は、米が基準であるのが一般的で、村高も米の量として示されている。村高と免からそれぞれの村の税高を計算してみた。

計算上の税高は浅立村全体では村高の3割4分で125石3升2合、1戸平均では3石5斗7升2合となる。白鷹町全体では、平均が5石1斗5升9合で、最も多いのが正部(しょうぶ)村の10石8斗6升8合、最も少ないのが黒鴨村の6斗3升4合である。浅立村は19番目であり、少ない方になる。しかし、1人あたりでは、9斗9升2合で10番目となる。

これを先の1人あたりの村高から差し引いた残りは、白鷹町域の平均が2石1斗3合である。浅立村は1石9斗2升6合で、8番目の順位となる。

これらの数値上からは、浅立村は白鷹町域ではおおむね平均的な生活程度の村であると推測できる。

次に、村の戸数は35軒で白鷹町域では11番目、これも

おおむね平均的な規模の村であるといえよう。

「役家」というのは、夫役を負担する百姓で屋敷を所有するものである(米沢市史編さん委員会編, 1991,: 40)。これは、いわゆる「本百姓(ほんびやくしやう)」に類似し、この比率が多いことは、安定した農業経営ができていていると考えられる。白鷹町域では225戸で全体の23.4%となっている。浅立の場合、7戸で村全体の20.0%、順位としては15番目となっている。したがって、大きな農家はやや少ない村であるといえる。

また、戸数の内訳の中で、「寺」や「山伏」とともに数えられている「まわき」といわれる家がある。「まわき」は「間脇」と表記され、また「脇屋(家)」とも呼ばれた住民の階層である。元来は本百姓に対する脇百姓ともいわれる従属的な百姓と考えられる。しかし、いわゆる「名子百姓」や「被官百姓」のような隷属的な百姓との違いは不明である(白鷹町史編纂委員会他編, 1977: 388)。ここでは、小規模な農民及び小作農民として把握しておきたい。

白鷹町域では「まわき」と明記されている村は15ヶ村ある。明記されていなくても「まわき」が存在する可能性がある。全体を見ておきたい。「寺山伏まわき等」の戸数は、白鷹町域の合計は696戸で、全体の72.3%である。浅立村では26戸で74.3%であるからほぼ平均値であるといえよう。

以上から、浅立村は、白鷹町域の村としては典型的な構造をもった村であると考えられる。

浅立村を特徴付けるのは人口構成である。

人口は126人で16番目であるが、男子の15歳から60歳までが25人で32.9%であり、これは白鷹町域では20番目となり、生産の中心になる人手がきわめて少ない方である。

また女性は、白鷹町域は2,292人、全体の44.5%であるが、浅立村では50人で、39.7%となり、全体の21番目である。

女性の比率については邑鑑による置賜地方全体では男が57%、女が43%である(米沢市史編さん委員会編, 1991,: 41)。この数値は白鷹町域全体の場合にはほぼ重なる。

現在の総人口に対する男女の比率は、総務省統計局「人口推計—2019年(平成31年)3月報—」によると、平成31(2019)年1月1日現在で、男が6,143万人で全人口の49%、女は6,480万人で51%となっている(<https://www.stat.go.jp/data/jinsui/pdf/201903.pdf> 2019年9月7

日閲覧)。

白鷹町の場合、町のWebサイトで見ると、令和元(2019)年8月現在で、男が6,706人で49%、女が6,909人で51%である。全国と同じ傾向であるといえよう(<http://www.town.shirataka.lg.jp/dd.aspx> 2019年9月7日閲覧)。

このような現状から見ると、男女比が57%:43%という「邑鑑」時代の比率はきわめて不自然にみえる。まして浅立村の女性率が39.7%であるのは、何らかの人為的原因があると考えられる。『白鷹町史』上巻では、「このような男女性比の不自然性について、将来労働力として低く見られる女児を、生活力の低い下層農民たちが、生後間引いたであろうことは、一般的な解明として、容易に考えられるところであるが、村によって大きな差を示す原因については、了解に苦しむ問題であろう。単に調査におけるの精粗や、不備はあったとしても、ほかに原因となる要素が、いくつも重なった結果と見る外あるまい」としている(白鷹町史編纂委員会他編, 1977: 384)。

浅立村においては、女性比率の低さは村を特徴付ける事象となっている。そこで、何とかその原因を探りたいのであるが、『白鷹町史』で「一般的な解明」と述べられている「間引き」については、管見の限りでは伝承としても見つからない。また、浅立村の女性に限定した社会的な移動要素があったかもしれないが、それも裏付けるものは持ち合わせていない。そこで、ここでは『白鷹町史』の筆者の見解にしたがって、不明のままにしておきたい。

「邑鑑」から少し新しい時代になるが、寛永年間になって、上杉氏がこの地方を領有して初めて検地を行った。実施されたのは、寛永14(1637)年から寛永16(1639)年にかけてであり、それは「寛永惣検地」と呼ばれるものである。

この検地結果について、『白鷹町史』上巻では、長井郡(現在の置賜地域)の総高は30万5千石余りになり、蒲生時代の18万石(これは「邑鑑」の村高の計である)の1.7倍になっていて、驚くほどの増加になっていることを指摘している。

白鷹町域の検地結果は萩野村や畔藤村の検地帳として残されている。まとまったものは、当時の代官寺嶋喜左衛門に使っていた青木吉左衛門が残した「於新砥萬覚」という文書に18の村の村高と免成を記したものが残されている(白鷹町史編纂委員会他編, 1977: 443-445, 白鷹町

教育委員会他編, 1997: 40-43)。

この青木家文書には残念ながら浅立村の記録がない。しかし、『東根村郷土史』に出典は不明であるが、浅立村の記録が記されている(東根村郷土史刊行会編, 1972: 214)。それを加えると、白鷹町域23ヶ村の内、19ヶ村分の村高が判明する。判明した分を平均すると、白鷹町域では「邑鑑」に記載された村高の1.6倍になっていることが分かる。

その増加の仕方は村々が一様ではなく、なかには鮎貝村のように減少した村もあれば、黒鴨村のように3.6倍に増加した村もある。その増加の著しい村々を表にしたものが図表3である。残りの村々は十王村の1.8倍が多い程度で、他の村々は1.4倍までの増加となっている。

|      | 「邑鑑」    | 「寛永」      | 寛永／鑑 |
|------|---------|-----------|------|
| 高岡村  | 435.680 | 883.392   | 2.0  |
| 深山村  | 311.820 | 666.635   | 2.1  |
| 黒鴨村  | 106.700 | 385.296   | 3.6  |
| 栃窪村  | 93.700  | 257.559   | 2.7  |
| 佐野原村 | 85.480  | 187.907   | 2.2  |
| 大瀬村  | 130.110 | 368.823   | 2.8  |
| 滝野村  | 371.890 | 867.942   | 2.3  |
| 萩野村  | 300.250 | 1,064.727 | 3.5  |
| 中山村  | 454.840 | 1,206.586 | 2.7  |
| 浅立村  | 366.740 | 1,004.500 | 2.7  |

図表3 「邑鑑」と「寛永検地」の村高の比較(増加の著しい村々) 資料 白鷹町史編纂委員会他編1977『白鷹町史』上巻p443-445 白鷹町, 白鷹町教育委員会他編1997『青木家文書 於新砥萬覚』p40-43 白鷹町教育委員会, 東根村郷土史刊行会編1972『東根村郷土史』p214 東根村郷土史刊行会

この地域の一部の村の寛永検地結果に見られる村高の増加傾向はなぜ起こったのであろうか。『白鷹町史』上巻ではいくつかの理由を推定している。

まず、検地が上杉藩初めての惣検地として、寛永15(1738)年6月に「検地条目」を発令したり、農民たちから誓約書を取ったりするなどして厳格に行われたと考えられ、結果的にそれまでよりも増加したということが理由の一つと考えられる(白鷹町史編纂委員会他編, 1977: 442-448)。

また、山間地の村では隠田があったのが露見し、その割合が10%を超えた例もあることなども文書からわかっている。(白鷹町史編纂委員会他編, 1977: 448-450, 白鷹町教育委員会他編, 1997: 23, 白鷹町教育委員会他編,

1998: 67-68)。

さらに、残っている検地帳を見ると、上杉家の家臣と思われるものや、大規模経営の有力農民によって新田の開墾が行われていることがわかる。これらのものでもっとも規模が大きいのは、最上川から用水堰を開いて広野村が開かれたことであろう(白鷹町史編纂委員会他編, 1977: 458-479)。この用水堰の開墾と浅立村との関係については、あとで記述することとする。

## 2)「邑鑑」からわかる村の生業

先にも記しているが、浅立村の「邑鑑」に記載されている村高は366石7斗4升で、計算上の税高は浅立村全体では村高の3割4分で125石3升2合である。

米沢藩の税制は「半石半永」という珍しいもので、年貢の半分を米で現物納することとし、後の半分は、一定の基準で銭に換算してお金で納めるというものである。なお、米で納める方を「米方」、お金で納める方を「代方」というようである。また、「米方」と「代方」を合わせた基本税を「本途物成(ほんともなり)」という(白鷹町史編纂委員会他編, 1977: 480,496)。

半石には5分の口米、半永には3分の付加税がつく。したがって、各村が納める本途物成は、これが加算されて米方と代方が算出されたものとなる。

浅立村について、それぞれを計算してみる。

### 米方

税高125石3升2合の2分の1 62石6斗6升  
口米 62石6斗6升×0.05 3石1斗3升3合  
合計 65石7斗9升3合

代方の計算はやや複雑で、半永分の米6石で永楽銭1貫文(6斗で100文)という計算で銭に換算する。なお文単位にし、少数は四捨五入して示す。

### 代方

税高125石3升2合の2分の1 62石6斗6升  
銭換算 62石6斗6升÷6石×1,000文  
=10,443文  
口銭 10,443文×0.03 313文  
合計 10,756文(10貫756文)永楽銭で



実際には、銀で納めることになっていたようであるが、計算がさらに複雑になるので浅立村では、その他に様々な税を納めることになるのだが、まずここでは、基本の税を押さえておきたい。

さて税の納入も含め、浅立村の生活を支える基盤となっていたと考えられる農業の様子はどうだったろう。「邑鑑」には、それぞれの村の水田と畑地の比率は記されていないので、水田稲作と畑作のどちらが主であったのかわからない。

しかし、『白鷹町史』では、白鷹町の他の地域に残されている寛永14(1637)年の「寛永検地帳」によると、ほとんどが平地である箕和田(みのわだ)村で水田は54.3%、山手の萩野(はぎの)村が水田は39.0%、浅立の北隣の畔藤(くろふじ)村が水田は39.3%であるので、「邑鑑」の時代であっても、この地域の畑地の比率は高く、とりわけ山手の村ほど高かったと推測している(白鷹町史編纂委員会他編, 1977: 384)。

浅立村の場合も同様で、水田よりも畑地が多かったと推測される。したがって、水田で生産される米だけでなく、畑の作物も生活を支える重要なものであった。

畑の作物については、「邑鑑」で「桑木有 一漆木有 一紅花小有 一青苧有」と記されている「御役植物」といわれるものに手がかりがある。「紅花」は染料や薬品の原料となった。また、「青苧(カラムシ)」は茎から繊維をとりだし、麻織物の原料となった。この2つは重要な作物である。

また、漆木はその樹液は塗料として用いられたし、実からはロウが採れ、ロウソクの原料などになったものである。「桑」はカイコを養う飼料である。この2つは畑作の産物とはいいがたいが、これも重要な産物である。

これらの作物は米沢領全域で作られてはいたが、図表3のように、白鷹町域の村々がいずれにおいても主産地になっていたと推測される。

紅花や青苧は畑の作物である。また桑は屋敷内や田の畔などでも栽培されていたであろうが、畑にはしにくい山地の傾斜地や川の氾濫原を利用して桑園が開かれていた場合も多くあったと考えられる。さらに漆は山林に自生するものだけでなく、意図的に空き地に植林されていたものであろう。

つまり、水田にはできない土地が利用されたものであり、水田稲作だけに頼ることができない土地が産地になった作物であると考えられる。

|    |      | 有  | 少有 | 無   | 計   | 有・少比率  |
|----|------|----|----|-----|-----|--------|
| 桑  | 白鷹   | 9  | 7  | 6   | 22  | 72.7%  |
|    | 置賜全体 | 42 | 59 | 107 | 218 | 46.3%  |
| 紅花 | 白鷹   | 7  | 7  | 8   | 22  | 63.6%  |
|    | 置賜全体 | 20 | 15 | 185 | 218 | 16.1%  |
| 漆  | 白鷹   | 8  | 12 | 2   | 22  | 90.9%  |
|    | 置賜全体 | 74 | 47 | 97  | 218 | 55.5%  |
| 青苧 | 白鷹   | 22 | 0  | 0   | 22  | 100.0% |
|    | 置賜全体 | 30 | 9  | 179 | 218 | 17.9%  |

図表3 「邑鑑」での白鷹町域の桑、紅花、漆、青苧の栽培状況 資料 吉田義信1973「置賜民衆生活史」p17-30国書刊行会

これらの「御役作物」は、藩の専売品のなもので、多くを一定の代価を与えて取り立てる、いわゆる上納や買い上げ制で取引された。しかも、その代金は現金で支払われるのではなく、「半永半石」制の年貢の銭で支払う部分と相殺されるのが通常であった(米沢市史編さん委員会編, 1991: 462, 白鷹町史編纂委員会他編, 1977: 497)。

したがって、浅立村のように水田の少ない地域では、これらの作物は税制上からも重要な作物であったと考えられる。

浅立村の当時のそれぞれの生産量を推定できる史料として、「邑鑑」に時代よりは少し新しい時代になるが、正保3(1646)年の買い上げる紅花の前渡し金である「花手」と青苧の代金の一部である「青苧手」の記録が青木家の文書「に残されている<sup>4</sup>。

それによると、浅立村には例年と同様に、正保3年には「花手」が銀70匁、「青苧手」として銀33匁3分3厘が渡されている(白鷹町教育委員会他編, 1998: 174)。

この当時の紅花は、干花にされたものを100匁につき銀1匁で一定量買い上げ、他は自由に販売できた。花手には1月から6月まで月3分の利子が付いたので、花手として渡した金額の1.18倍の金額に見合う干花を買い上げることができる<sup>5</sup>。(白鷹町史編纂委員会他編, 1977: 560)。したがって、生産された量のうち買い上げられた量は計算で求めることができる。そのようにして計算すると、正保3年に買い上げられた紅花は8貫260匁となる。

青苧の方は、青苧手は買い上げ量の一部であるので、これからは実際の生産量が不明である。しかし、先に示した青木家の文書の中に、正保3年に買い上げた青苧の代金が記録されている。

一、三貫七〇三匁八分三リン 御当買一番苧代  
 一、壹貫八拾五匁七分五リン 御双場買同代銀  
 (白鷹町教育委員会他編, 1998: 142)

青苧の値段は青木家文書の『於新砥萬覚』の中にある「正保二年分紅花・青苧買の覚」に記載されている。それによると、同じ金額ではもっとも買上量が少なくなるもの、つまりもっとも高価なものは、「御当買青苧」では「上」で、170匁を1把として1匁、「御双場買青苧」では、同じく「上」で、1匁3分であると記されている(白鷹町教育委員会他編, 1997: 276)。

実際には、「上」だけでなく、他の等級のものも入り交じって買上されていたと考えられるが、便宜的にもっとも量の少なくなる「上」を全量購入したとして、浅立村からの購入量を試算したものが、図表4である。

| 種類   | 金額(銀)      | ※買上推定量     |
|------|------------|------------|
| 御当買  | 3貫703匁8分3厘 | 629貫551匁1分 |
| 御双場買 | 1貫85匁7分5厘  | 141貫982匁7分 |
| 合計   | 4貫789匁5分8厘 | 771貫633匁8分 |

図表4 浅立村からの正保3(1646)年の青苧買上げ推定量 資料 白鷹町教育委員会他編1998『青木家文書 萬金銀請取拂帳』p142白鷹町教育委員会,白鷹町教育委員会他編1997『青木家文書 於新砥萬覚』p276白鷹町教育委員会

計算上ではあるが、浅立村では少なくとも800貫近い青苧が生産されていたことになる。そして、それによって少なくとも銀4貫789匁5分8厘を得ていたのである。

このようにして、産物の部分的な生産状況を推測することができる。それでも産物それぞれの具体的な生産状況は分からないのであるが、村年貢ある程度はこのような畑の産物によってまかなわれていたと考えられる。

当時の浅立村の風景は、図表2の空中写真に見られるような水田の広がる浅立の風景とはかなり異なっていたと思われる。現在とは異なる生業景観を示していたのがこの時代の浅立村であると推測される。

### 3)「村目録」からわかる浅立村の村勢

念仏供養石が建てられた時に最も近い時代の村勢がわかる史料は、文政10(1827)年の資料を主とし、村ごとに年次の異なっている検地結果を含めてまとめられた「村目録」<sup>6</sup>であろう。この主な記述内容は念仏供養石建立から8

年後の記録ということになる。

その全体は「元置賜村反別」として『山形県史資料篇4 新編鶴城叢書下巻』に収録されている(山形県編, 1961: 364-492)。また、「上杉領村目録」などとして引用、参照されていることもある<sup>7</sup>。

『山形県史資料篇4』の「元置賜村反別」から浅立村の部分を引用する。

浅立村  
 一百十九町三反一畝二十五歩 安永五改 反別  
 内 六十三町一反九畝十五歩 田  
 五十五町一反二畝十歩 畑  
 御届高五百七十七石六升二合  
 高一千二百四十八石一斗三升八合  
 物成二百八十六石八斗三升六合六勺  
 本免 二ツ三歩  
 一十一軒二分六厘六毛  
 一地足軽二人二分  
 一百姓七人二分八厘四毛九チン五弗  
 一二十八石六斗二合 御買米  
 一一万三千七百六十一本 漆  
 内九千五十一本 御役木  
 四百八十三本 百万本口  
 四千二百二十七本 無役木  
 一九百四十二メ七百三十目 御役苧  
 内三百七メ七百三十目 畝  
 六百三十五メ目 相  
 外一メ百七十四匁七分  
 一五メ四百八十匁 紅花  
 外百三十八匁四分八厘  
 一五百七十七匁 綿  
 一百四十二 戸  
 一七百二十七 口  
 三百六十八人 男  
 二百五十七人 女  
 一人 神主  
 一人 盲  
 一六十五疋 馬  
 一松川 森穴堰外沢水懸 田水  
 一千三百九両三分 蚕利  
 一八百四十五俵三斗一升八合四勺 高夫頭懸

内七百四十一俵四斗四勺 粃  
 百三俵三斗六升八勺 麦  
 一九俵三斗九升五合 利粃

「村目録」記述は、「邑鑑」の記述よりも詳細になっている。さらに、「村目録」を補足する史料として、文化2(1805)年の「下長井村々様子大概帳」というものがある(以下。特に問題のない場合は「大概帳」と記す)。これは、『山形県史資料篇16 山形県史近世史料1』に収録されている(山形県編, 1976: 451-472)ので浅立村の部分を中心に引用しておく。

上 浅立村 肝煎 沼沢茂右衛門  
 役料三拾五貫文

免式三分

一、千式百四拾九石三斗八升六合三勺 高内 田  
 一、百四拾壹軒 畑家  
 一、七百拾壹人 夫頭  
 一、六拾五疋 馬  
 一、四千八十三本 漆  
 一、九百四拾貳貫七百三十目 青  
 一、五百七十七匁 綿  
 一、五貫七百八十五匁 花  
 一、式拾八石六斗貳合 御買米  
 一、五百五俵九升八合四勺 粃  
 一、貳人貳分 地足輕  
 一、拾軒六分壹厘八毛四チン 村軒  
 一、寺 真言宗円通寺 同釈迦院  
 曹洞宗慶正院  
 一、貢よく納ル、働又宜、田地深耕村也、  
 皆田也  
 一、田地不足之村也

「邑鑑」の時代から「村目録」の時代にいたるまでに、村がどのように変化しているかを見るために、「邑鑑」と「村目録」に共通する項目を抜き出して比較するために表にしたものが図表5のようになる。

|       | 「邑鑑」    | 「村目録」     | 目録／鑑 |     |
|-------|---------|-----------|------|-----|
| 村高(石) | 366.740 | 1,248.135 | 3.4  |     |
| 免     | 0.340   | 0.230     | 0.7  |     |
| 戸数    | 35      | 142       | 4.1  |     |
| 人口    | 計       | 126       | 727  | 5.8 |
|       | 男       | 76        | 368  | 4.8 |
|       | 女       | 50        | 357  | 7.1 |

図表5 「邑鑑」と「村目録」の比較(浅立村) 資料 吉田義信1973『置賜民衆生活史』p17-30国書刊行会,山形県編1961『山形県史資料篇4 新編鶴城叢書下巻』p364-492高橋書店

「村目録」の村高は安永5(1776)年に改訂されていることが明記されている。「邑鑑」の記録が概ね慶長末(1615年)のころのものとする、約160年の間に3.4倍になっている。間の「大概帳」は1,249石3斗8升6合3勺であり、「村目録」よりもわずかに多いが、ほぼ同様であるので、念仏供養塔建立のあたりには1,240石以上の村高になっていたものと推測される。

戸数は約200年の間に、35戸から142戸へと4.1倍に増加している。人口は126人から727人へと5.8倍も増加している。

|       | 「邑鑑」    | 「村目録」     | 目録／鑑  |     |
|-------|---------|-----------|-------|-----|
| 村高(石) | 691.056 | 1,272.295 | 1.8   |     |
| 免     | 0.312   | 0.268     | 0.9   |     |
| 戸数    | 43.7    | 91.0      | 2.1   |     |
| 人口    | 計       | 233.9     | 453.5 | 1.9 |
|       | 男       | 134.4     | 236.3 | 1.8 |
|       | 女       | 98.3      | 221.3 | 2.3 |

図表6 「邑鑑」と「村目録」の比較(白鷹町域) 資料 吉田義信1973『置賜民衆生活史』p17-30国書刊行会,山形県編1961『山形県史資料篇4 新編鶴城叢書下巻』p364-492高橋書店

「邑鑑」と「村目録」の白鷹町域各村の平均を比較したものが図表6である。それを見ると、浅立村のような大幅な増加はしていない。村高、戸数、人口は2倍程度には増加しているだけである。その中で、浅立村のように村高の増加が著しく、3倍を超える増加を示している村々を拾い上げると、図表7で示したようになる。

|         | 「邑鑑」    | 「村目録」    | 目録／鑑 |
|---------|---------|----------|------|
| 黒 鴨 村   | 106.700 | 482.403  | 4.5  |
| 栃 窪 村   | 93.700  | 395.246  | 4.2  |
| 佐 野 原 村 | 85.480  | 268.91   | 3.1  |
| 大 瀬 村   | 130.110 | 496.591  | 3.8  |
| 滝 野 村   | 371.890 | 1108.302 | 3.0  |
| 萩 野 村   | 300.250 | 1601.194 | 5.3  |

図表7 「邑鑑」と「村目録」の村高の比較(増加の著しい村々) 資料 吉田義信1973『置賜民衆生活史』p17-30国書刊行会,山形県編1961『山形県史資料篇4 新編鶴城叢書下巻』p364-492高橋書店

村々の状況を見ると、黒鴨村、栃窪村、萩野村は山手の村である。また、佐野原村、大瀬村は最上川沿いの村ではあるが、川岸近くまで山地が迫っていて、耕地の少ない村である。そのようなことから、土木技術の向上によって、それまで耕地にできなかった土地が開発されたためということも理由の1つとして推測できるが、このような村高の増加はいつ頃からなのかを考えてみたい。

上杉氏がこの地方を領有して初めて検地を行ったのは、寛永14(1637)年から寛永16(1639)年にかけて行われた「寛永惣検地」である。この検地結果について、『白鷹町史』上巻では、長井郡(現在の置賜地域)の総高は30万5千石余りになり、蒲生時代の18万石(これは「邑鑑」の村高の計である)の1.7倍になっていて、驚くほどの増加になっていることを指摘している。

白鷹町域の検地結果は萩野村や畔藤村の検地帳として残されている。まとまったものは、当時の代官寺嶋喜左衛門に使っていた青木吉左衛門が残した「於新砥萬覚」という文書に18の村の村高と免成を記したものが残されている(白鷹町史編纂委員会他編, 1977: 443-445, 白鷹町教育委員会他編, 1997: 40-43)。

これには残念ながら浅立村の記録がない。しかし、『東根村郷土史』に出典は不明であるが、浅立村の記録が記されている(東根村郷土史刊行会編, 1972: 214)。

白鷹町域23ヶ村の内、判明した19ヶ村分を総合すると、白鷹町域では1.6倍になっていることが分かる。

その増加の仕方は村々が一様ではなく、なかには鮎貝村のように減少した村もあれば、図表6で示した村々は、この場合においても増加率は白鷹町域の村々でも極めて高い部類になっている。他には中山村の2.7倍、深山村の2.1倍、高岡村の2.0倍、十王村の1.8倍が多い程度で、残りの

村々は1.4倍までの増加となっている。

図表7で示した村々と浅立村を表にしたものが図表8である。

|         | 「邑鑑」    | 「寛永」     | 寛永／鑑 |
|---------|---------|----------|------|
| 黒 鴨 村   | 106.700 | 385.296  | 3.6  |
| 栃 窪 村   | 93.700  | 257.559  | 2.7  |
| 佐 野 原 村 | 85.480  | 187.907  | 2.2  |
| 大 瀬 村   | 130.110 | 368.823  | 2.8  |
| 滝 野 村   | 371.890 | 867.942  | 2.3  |
| 萩 野 村   | 300.250 | 1064.727 | 3.5  |
| 浅 立 村   | 366.740 | 1004.500 | 2.7  |

図表8 「邑鑑」と「寛永検地」の村高の比較(増加の著しい村々) 資料 白鷹町史編纂委員会他編1977『白鷹町史』上巻p443-445 白鷹町, 白鷹町教育委員会他編『青木家文書 於新砥萬覚』, 1997 白鷹町教育委員会p40-43, 東根村郷土史刊行会編『東根村郷土史』1972東根村郷土史刊行会p214

これらを総合すると、それぞれの村の村高の増加は、上杉領になってまもなくから急激な形でおこっていることがわかる。浅立村の場合も例外ではない。

結果的に念仏供養塔が建立されて文政の初めごろ、浅立村は生産力、戸数、人口ともにこの地域では中以上の村になっており、その拡大は上杉領になってまもなくから始まっていたといえよう。

#### 4)「諏訪堰」開鑿と浅立村の発展

先に述べたように、この地域の一部の村の寛永検地結果に見られる村高の増加傾向には検地の厳格化や隠田の露見など、いくつかの理由が推定されている。

そのなかで、浅立村に関しては、最上川からの水を取り入れ、浅立を通過して広野に至る用水堰が完成したことが大きな要因となっていると考える。

この堰は一般的に「諏訪堰(すわぜき)」とよばれるが、この名称は古いものでなく、明治以降の名称である。開鑿当時にこの堰がなんと呼ばれていたかは記録はないので『白鷹町史』上巻では「浅立、広野用水堰」と呼んでいる(白鷹町史編纂委員会他編, 1977: 530)。

この用水堰の開鑿については、同じ白鷹町域の最上川西岸の「鮎貝惣村堰」と同様に公には何の記録も残されていない。しかし、広野村が「邑鑑」にはなく、寛永の検地記録にはあることから考え、寛永14(1637)年には確実に完工していたといえる。

開鑿の様子については、後時代の伝承記録として「浅立廣野用水堰由来記」や「浅立廣野東五十川用水堰由来記」、「両堰由来記」などが残されている。現在の『白鷹町史』や『東根郷土史』などは、これらの由来記に基づき、歴史的事象とつきあわせて記述されている(白鷹町史編纂委員会他編, 1977: 533)。

開鑿の企てや実行にあたり中心になった人物は2人いる。1人は浅立村の沼沢伊勢(茂右衛門)であり、もう1人は畔藤村出身の新野和泉(小左衛門)である(白鷹町史編纂委員会他編, 1977: 533)。

伝承記録によると、2人は壮年のころから交友があり、村の将来などを語り合う仲であった。ある日、互いの村に隣接する広野の荒れ地の開拓のための用水堰の開鑿ということで意見が一致した。しかし、大事業でしかも難工事であることで、実行に踏み出せないでいた。慶長10(1605)年3月になって、40歳を超えていた沼沢は、このままではいられないと改めて新野に相談し、2人が中心になって工事をする決意を固め、藩庁に工事の許可を求めた。5月になって、藩庁の許可を得た2人は、宮村の八幡神社の上流から最上川の水を取り入れ、森村、五十川村、浅立村を通り、広野までの7.9kmの堰の工事に着手した。堰のためには9.9haの田地がつぶれる。2人は失敗した場合、その責任を取って磔刑になる覚悟をして工事に臨んだ。翌年の慶長11(1606)年の3月上旬になって、工事が完成して無事に広野まで水が流れ、広野の開村に結びついたということである(東根村郷土史刊行会編, 1972: 93-97)。

先に述べたように、この伝承を裏付ける史料は見当たらない。しかし、寛永14年までには完工していて、広野の開発だけでなく、堰の流域にあたる浅立村の水田拡張に役立ったと推測される。

現在の浅立集落の西方には、図表2の空中写真でわかるように、水田が広がっている。この地域の水田のなかには、この堰の開鑿によって開かれ、継続的に耕作されているものも存在しているのである。

水田が拡張された浅立村には人々が移り住んだと推測される。現在の浅立集落は、先に述べたように街道に沿って家々が存在して、そこが中心集落になっている。

中心集落の北西方には小字名が高野(たかの)という集落があって、丹波堰を開いたと伝えられている佐藤丹波の末裔梅津清六家の居住地となっている。

街道沿いの集落と、高野とどちらがより古い集落なのか、

史料で裏付けるものはない。浅立の北隣の集落の広野との間には、小坂と呼ばれる小さな峠があり、山麓には細越地蔵尊が祀られている。現在の道は切り通しにして峠を越えているが、街道の最初からそうであったのであろうか。峠を迂回し、高野集落を街道が通っていたことはないのか。あるいは当時の最上川の流れはどうだったのか、それによって集落の形成のあり方が変わってくるであろう。そのことについては今後の課題としておきたい。

浅立のもっとも古い集落形態は別にして、諏訪堰開鑿以降の拡大については、街道沿いに発展していったのではないかと考えられる。その一つの理由は、慶長17(1617)年に沼沢伊勢が諏訪堰の完成を感謝して、自家に祀っていた諏訪神を現在の諏訪神社の所に移したと伝えられていて<sup>8</sup>、その場所が、旧街道からわずかに東に入ったところであることである。

諏訪神社は浅立地域ではもっとも大きな神社であり、地域住民の信仰を集めた神社である。神主は、沼沢伊勢の家からでたものが代々勤め、「村目録」で「一人 神主」と記されているのがそれであると推測される。

筆者の記憶によると、諏訪神社に近い街道沿いには、商店などが並んでいて、門前町のような様相であった。したがって、神社の遷宮を契機として、その周辺に他から移住してきた人たちが居住するようになり、次第に街道沿いの集落が浅立の中心部になっていったのではないかと推測する。

以上のように詳細は不明であるが、浅立を経由して広野までの用水堰の完成を契機とし、それほど時間をおかないころから、浅立の集落には人々が多く移り住むようになり、「邑鑑」時代の35戸、人口が126人の集落から、200年後には戸数が140戸あまり、人口は700人を超える集落となっていったのである。

##### 5) 文化、文政ごろの村の生業

「村目録」の記録から生業に関係する項目を抜き出して、表にしたものが図表9である。

「戸数」、「人口」、「村高」については、先に触れたが、白鷹町域の村々のなかでは規模の大きな村に属するようになっていた。

しかし、田畑の合計は118町3反1畝で、1戸あたりでは水田が4反4畝、畑が3反9畝で、合わせて8反3畝の耕地をもっていることになる。

畑と水田の比率は、1.15で水田が多い。白鷹町の最上川東岸地域では、畑よりも水田が多いのは浅立村だけであり、浅立広野用水堰の開鑿が、浅立村の水田化に大きく貢献していたことを裏付ける。

しかし、1戸あたり8反3畝という耕地面積は、白鷹地域でも21番目の順位であり、きわめて少ない面積であるといえよう。文化3年の「下長井村々様子大概帳」に、「田地不足の村也」と記されていることが裏付けられる。

そのような厳しい条件のもと、村民は「働又宜(働きはまたよろしい)」ということで、「貢よく納ル」と税金を納めていたことも「大概帳」の記述者は記している。

|         | 浅立        | 順位 | 白鷹町平均     |
|---------|-----------|----|-----------|
| 戸数(戸)   | 142       | 2  | 91.0      |
| 人口(人)   | 727       | 3  | 453.5     |
| 村高(石)   | 1,248.135 | 11 | 1,272.295 |
| 本免      | 0.23      | 15 | 0.268     |
| 田(町)    | 63.19     | 7  | 53.29     |
| 畑(町)    | 55.12     | 13 | 67.39     |
| 田畑計(町)  | 118.31    | 12 | 121.51    |
| 水田比率    | 1.15      | 5  | 0.78      |
| 漆(本)    | 13,761    | 10 | 14,571.3  |
| 紅花(匁)   | 6,654.3   | 8  | 3,993.0   |
| 真綿(匁)   | 715.480   | 9  | 702.118   |
| 役苧(貫)   | 942.730   | 6  | 622.680   |
| 蚕利(両・朱) | 1,309.300 | 2  | 561.667   |

図表9 「村目録」の浅立村 資料 吉田義信1973『置賜民衆生活史』p197-208国書刊行会、山形県編1961『山形県史資料篇4 新編鶴城叢書下巻』p364-492高橋書店

この地域各所に残されている検地帳、名寄帳、納方帳などに記されている税について、『白鷹町史』上巻に詳しい説明が記されている。そこでは明暦新制の時に加えられた「明元懸銭」などの税目や中後期までに新設された税目<sup>9</sup>、代納化などの変化が説明されている。(白鷹町史編纂委員会他編, 1977: 794)。また別のページでは上杉藩全期をとおしての税額算出例も示している(白鷹町史編纂委員会他編, 1977: 799)。

それらを参考にして、「村目録」の記録から、浅立村の本途物成を計算してみたい。

まず、村高が1,248石1斗3升5合、免が「ニツ三歩」つまり0.23である。『白鷹町史』の計算例では、他に万治2

(1659)年に新設された「万二附益物成」を加えて計算されているが、「村目録」にはその記載がないので、ここではそれを考慮せずに先の場合と同様に計算すると、次のようになる。

税高 1,248石1斗3升5合×0.23  
287石7升1合

「村目録」では「物成二百八十六石八斗三升六合六勺」と記されていて、計算上とは異なっている。そうなっている理由は不明であるが、「村目録」に記されている数字を採用して、税高を286石8斗3升6合6勺に修正して以下を計算することにする。

米方  
税高 286石8斗3升6合6勺の2分の1  
134石3斗3升1合  
(「合」以下を四捨五入した。以降同様)  
口米 134石3斗3升1合×0.05  
6石7斗1升7合  
合計 141石4升8合

『長井市史』や『白鷹町史』によると、寛文10(1670)年に、米沢藩は新升を採用している。それによって、旧枘を基準にした石高から算出された税高には1.135を乗ずる必要があるという<sup>10</sup>。それで補正すると、次のようになる。

補正米方  
141石4升8合×1.135 160石8升9合

代方は、『白鷹町史』の計算例にしたがい、半永分の米6石で永楽銭1貫文(6斗で100文)の割合で銭に換算する。なお、「明元懸銭」については「村目録」に記載がないので計算には含まない。また、文単位にして少数は四捨五入して示す。

代方  
税高 286石8斗3升6合6勺の2分の1  
134石3斗3升1合  
銭換算 134石3斗3升1合÷6石×1,000文  
=22,388文(「文」以下を四捨五入)

---

付加税 22,388文×0.03 672文  
合計 23,060文(23貫60文)永楽銭で

なお、この時代になると、寛永通宝が流通するようになっていと考えられる。永楽銭が1貫文で1両が公定の相場であるのに対し、寛永通宝の公定相場は4貫文で1両である。したがって、浅立村の代方は寛永通宝では92,240文(92貫240文)となる。さらに、銀計算では永楽銭15文で米沢上銀1匁、町銀の場合は上銀の7分(7%)増しという風であり、かなり複雑な計算を強いられる。さらに、米沢銀を幕府公貨の銭(寛永通宝)や金貨にする場合にはその時々々の相場価格が適用されることになる(白鷹町史編纂委員会他編, 1977: 612-615)。本稿で計算したものは目安であるので、ここまでの計算でとどめておきたい。

さて、以上のような本途物成他の税を納めるのに、浅立村は水田面積が全村で耕地の約52%の63町1反9畝ほどであるので、生計を支えるものとして米以外の産物に頼るしかないのは「邑鑑」の時代から継続していたことである。

漆については、13,761本あったが、これは漆液とロウの原料である木の実を採取することになる。元禄2(1688)年までは、漆液と木の実から生産したロウを上納する方式であった。ところがロウについては、元禄3年からは藩直営のロウ製造工程が整備され、すべて木の実で上納することになった。これは、「役木」の漆についてのみであるが、里漆の場合は、作柄のよい年は100本につき1石(1貫目)、中作の年は8斗、下作の年は6斗と決められていた。また、不足が出ないように1貫目につき320匁5分を増量することも求められていた。山漆の場合は、村々によって違っており、またその年の成り方次第で何歩と決められていた(渡部史夫, 1976: 87-89)。

液漆の場合は、元禄3(1689)年に200本につき1盃(260匁)と決められ、納入できない場合は、1本につき7文から10文程度を納めさせることとなっていた(渡部史夫, 1976: 90)。

上納の余剰は、藩による買い上げ制も行われていたが、生産量も多くはなく、買い上げ値段も安価に押さえられていた。また、税の対象とならない漆もあったが、すでにロウはハゼノキから採る他国の産物がより安価に出回っていたこともあり、漆は生産者にとっては魅力のある産物とはならなかった。

紅花については、米沢藩では宝暦12(1763)年4月に納

---

税の方法などを変更した「新法」を「覚」の形で村々に示した。それによると、紅花や真綿については、「中揚の者(指定問屋)」を通して買い取ったが、今後は直納とすること、上納が不可能の時は時の相場値で代納してもよいことが記されている<sup>11</sup>。

その実態について言及したものに、「樹畜建議並衆評」がある。その中の荳戸善政が書いた「樹畜建議」<sup>12</sup>では、寛政2(1790)年と3(1791)年の上納量(正紅花)と代納量、及び寛政3年の商人による「他邦出入」も調べられている<sup>13</sup>。

そこに記述されている寛政2年と3年の上納量と代納量を整理すると次のようになる<sup>14</sup>。

#### 寛政2(1790)年

総量 241貫493匁7分  
代納量 113貫793匁7分  
正紅花 128貫700匁

#### 寛政3(1791)年

総量 264貫700匁  
代納量 36貫500匁5分  
正紅花 228貫200匁

たった2年分の資料で全体像を語ることは難しいが、年によって相当のばらつきがあることだけはわかる。しかし、代納制は相当進行しているともいえよう。

それを踏まえた上で、いくつかの史料に記載されている浅立村の紅花の記録を、時代を追って概観したい。

「村目録」の他にとして、浅立村の花手あるいは紅花買上量が記載されている史料を古いものからあげると、次のようになる。

- 1 正保3(1646)年「毎年定テ被相渡候花青亭手ノ銀子覚」(白鷹町教育委員会他編, 1998: 173-176)
- 2 享保15(1725)年「郡中青亭真綿紅花常納帳」(河北町誌編纂委員会編 1993: 1-35)
- 3 文化2(1805)年「下長井村々様子大概帳」(山形県編, 1976: 451-472)

これらには花手銀あるいは買上量のどちらかしか記されていない<sup>15</sup>が、先に述べたように、花手と買上量はどちらかがわかれば、もう一方は計算によって求めることができる。

そのようにして花手と買上量を表にしたものが、図表10である。なお、表中の「文化10年」は「村目録」で、最初に記してある5貫480匁に「外」の1貫匁174匁3分を加えて総計6貫654匁3分を買上量として示している。また、計算によって求めた推計値には数字の頭に「※」を付して区別してある。この計算についても、文化10年については、「外」のものは別計算になると考えられるが、管見する限りで当時の史料から計算の根拠となるものが発見できなかったので、別扱いにしないで計算したところである。

| 年    |      | 花手または<br>買上額 | 買上量       |
|------|------|--------------|-----------|
| 和暦   | 西暦   |              |           |
| 正保3  | 1646 | 銀70匁         | ※8貫260匁   |
| 享保15 | 1725 | ※銀39匁        | 5貫487文(匁) |
| 文化2  | 1806 | ※銀49匁        | 5貫785匁    |
| 文化10 | 1813 | ※銀56匁        | 6貫654匁3分  |

図表10 浅立村の紅花の産量 資料 正保3(1646)年「毎年定テ被相渡候花青芋手ノ銀子覚」(白鷹町教育委員会他編, 1998: 174), 享保15(1725)年「郡中青芋真綿紅花常納帳」(河北町誌編纂委員会編 1993: 14), 文化2(1805)年「下長井村々様子大概帳」(山形県編, 1976: 456), 「元置賜村反別」(山形県編, 1961: 456)

前述したような事情から、文政10(1813)年頃の記録である「村目録」の買上紅花は、代納してもよい分量が含まれることとなり、実際の紅花の買上量でない場合もある。しかし、白鷹町荒砥の大貫吉左衛門家の文書の中に、遠隔地との商取引のための備忘録<sup>16</sup>があり、その中に、京都の紅花問屋が取引先として記載されていて、実際に紅花が取引されていた可能性が否定できない。

この備忘録はおおむね国寛の時代のもと考えられ、没年である文化6(1808)年までに作られたものと考えられる。『白鷹町史』上巻では、その文書に記された取引先を表としてまとめている(白鷹町史編纂委員会他編 1977: 861)。記された総数は39軒を数える。その中で紅花関係の取引先は、「絹糸紅花」と記されているのが大阪の綿屋勇蔵1軒、また「紅花」と記されているのはすべて京都で、いせや源助、近江屋新十郎、伊勢や利右衛門、越後屋新七、越前屋与惣吉、越前屋喜右衛門の6軒の合計7軒である。

以上のようなこと、また図表10の数字から判断すると、浅立村の場合、享保15年以降のものについても実際の買上量であるとしてよいと考える。

しかし、その他に商人に売っていた紅花もあったかもし

れず、実際の生産量はこの数量とは違ったものになっていると考えられる。

それにしても、最低でも5貫目、多ければ8貫目ぐらいの干花を生産できていたと推測され、相当量の紅花が栽培されていて、多くの収益を上げていたと考える。

青芋についても、紅花と同様にこの頃には藩の買上青芋の代納が認められていた。青芋についても荳戸善政が書いた「樹畜建議」に寛政元(1789)年から寛政3(1791)年の状況が記されている。それを整理して示すと、次のようになる<sup>17</sup>。なお、1駄は37貫200匁、1把は150匁である(山形県編, 1961: 753)。

寛政元(1789)年

相場本芋代納 192駄109把20匁

下々芋代納 11駄23把40匁

正芋の取り高(藩の収納した青芋)

276駄64把100匁

寛政2(1790)年

相場本芋代納 94駄113把70匁

下々芋代納 6駄75把90匁

正芋の取り高 386駄85把

寛政2(1790)年

相場本芋代納 62駄18把110匁

下々芋代納 5駄113把70匁

正芋の取り高 414駄99把50匁

3年間を見ると、代納量はばらつきがある。青芋の取り立て量は多い年と少ない年で1.5倍ほどの開きがある。

このようなばらつきの理由として渡部史夫は「これは青芋の作柄によって加減されているのではなく、「利の多ニハ正芋を納しめ、少き時ニハ代納になさしめ<sup>18</sup>」ているのであって、青芋が高価であれば現物の正芋を、安価であれば代納分を多くするといった具合に全く藩の利益本位のやり方にもとづいて決定されている」と述べている(渡部史夫, 1976: 41-42)。

したがって、この時代の青芋生産は高価に売れる年には藩庁から安価に買ったたかれ、値が安い年には代納を多く強いられるという利の薄いものであったと考えられる。

浅立村の青芋生産の実態を概観するために、「村目録」の他に浅立村の青芋の買上額あるいは青芋買上量が記載されている史料を古いものからあげると、次のようになる。



- 1 正保3(1646)年「正保三年分諸所江青苧御買銀」(白鷹町教育委員会他編, 1998: 116-153)
- 2 享保15(1725)年「郡中青苧真綿紅花常納帳」(河北町誌編纂委員会編 1993: 1-35)
- 3 文化2(1805)年「下長井村々様子大概帳」(山形県編, 1976: 451-472)

これらには青苧銀あるいは買上額や買上量のどちらかしか記されていない<sup>19</sup>が、正保3年のものを先に図表4として示したように、どちらかがわかれば、もう一方は計算によって求めることができる。

図表4を作成する上で値段のもとにした史料は正保2年の基準であった。享保15年以降のものについては時々の値段がわかる史料は管見の限りで見つからない。しかし、天保3(1832)年に記された「背曝(せなかあぶり)」に青苧の値段に関する記述がある。それによると、畝苧、相場苧の買い取り値段(代銀)は次のとおりである(山形県編, 1961: 684)。

|     |         |       |
|-----|---------|-------|
| 畝苧  | 180匁1把で |       |
|     | 上苧      | 銀1匁   |
|     | 中苧      | 銀8分   |
|     | 下苧      | 銀6分   |
| 相場苧 | 170匁1把で |       |
|     | 上苧      | 銀1匁2分 |
|     | 中苧      | 銀1匁   |
|     | 下苧      | 銀8分   |

これには「郡中青苧真綿紅花常納帳」で区分されている「切苧」の値段がない。また、「下長井村々様子大概帳」や「村目録」では買い取った青苧の種類毎の区分は記されてなく、総量だけが示されている。

そこで、代銀の計を算出するにあたり、「切苧」は仮に、もっとも安価な畝苧の下苧の値段180匁で銀6分を当てはめて計算した。総量だけが記されている場合も同様に、畝苧の下苧の値段180匁で銀6分を当てはめて計算した。

そのようにして算出した数字を使って作成したものが図表11である。ここで計算によって求めた推計値には、紅花の場合と同様に数字の頭に「※」を付して区別してある。

| 年          | 代銀計         | 買上量       |
|------------|-------------|-----------|
|            |             |           |
| 正保3 (1646) | 4貫789匁5分8厘  | ※771貫633匁 |
| 享保15(1725) | ※3貫949匁3分   | 936貫140匁  |
| 文化2 (1806) | ※3貫142匁4分3厘 | 942貫730匁  |
| 文化10(1813) | ※3貫142匁4分3厘 | 942貫730匁  |

図表11 浅立村の青苧の産量 資料 正保3(1646)年「正保三年分諸所江青苧御買銀」(白鷹町教育委員会他編, 1998: 142-143), 享保15(1725)年「郡中青苧真綿紅花常納帳」(河北町誌編纂委員会編 1993: 14), 文化2(1805)年「下長井村々様子大概帳」(山形県編, 1976: 456), 「元置賜村反別」(山形県編, 1961: 456)

表を見ると、文政2(1803)年と文政10(1813)年の買上量は全く同じであることに気づく。また、享保15(1725)年の買上量もそれに近い数字であることがわかる。浅立村の買上量として、この期間に割り当てられていたのが約940貫前後と考えられる。また、いわゆる決まった割当量(常納量)は、遅くとも文化2年からは942貫730匁であるとも考えられる。

藩庁が買い上げた青苧(役苧)は、主に奈良晒の原料として出荷されていた。しかし、中世末から再開された綿花栽培が全国に拡大するにともなって生産された木綿布が普及し、元禄年間(1688-1704)には従来の麻布を駆逐して庶民の代表的衣料となった(児玉編, 1965: 277)。その結果、麻織物は用途がカヤあるいは盛夏用の礼服などに限定された。衣料としては上納布(上布)としての用途が固定化するにしたがって、品質は高級化し奢侈的傾向を持つようになってきていた(児玉編, 1965: 174)。

そういう中で、奈良晒は、享保年間(1716年から1735年)には、30万疋40万疋<sup>20</sup>の年産を上げたが、越後縮や近江麻布などの台頭によって、独占的な生産が破られ、次第に衰退傾向をたどっていった(角山幸洋, 1968: 176)。このような世相下で上杉藩の役苧は次第に売りにくいものになっていった。

上杉藩の役苧は、主として最上川舟運によって酒田に降ろされ、酒田から敦賀まで廻船によって運ばれた。さらに琵琶湖や木津川舟運によって山城木津を経由して奈良へ運ばれた(奥田修三, 1958: 55)。

役苧の販売方法は、京都の商人1人と奈良の商人1人が独占的に仲介と入札をおこない、荷に付き添ってきた米沢藩の役人が立ち合うという形であった。入札は年4回おこなわれていたが、藩が主導権を握ろうとすると、商人の反

対を受けるという具合であった。そのため、元治元(1864)年に上杉藩は伏見で入札することを企てたが、青苧の仲買商人はそれに反対したという史料が残されている(奥田修三, 1958: 55-65)。

荳戸善政が書いた「樹畜建議」で示されているように、藩の買上量は大きく変動するものであった。また、したがって、「村目録」などの史料に記された分量を、そのまま生産量と見なすことはできないと考える。しかし、奥田の論文の記述内容により、藩の青苧の買上はほぼ幕末まで継続されていたことがわかる。

また、青苧は正徳の初め(1711年)頃から、越後縮の原料とするために、小千谷の商人をとおして販売するようになっていた。その分量は宝暦元(1751)年には400駄(14,880貫)も輸送されるようになっていたという(渡部史夫, 1976: 76)。

以上のことから、藩から買い上げられる否かにかかわらず、この時期に浅立村では900貫以上の青苧は生産されていたと推測する。

最後に養蚕であるが、「村目録」では「綿」と「蚕利」がそれに関係する項目である。

まず、「綿」つまり真綿は本買上と外買上を合わせて700匁ほどであり、白鷹町域の村々の中では9番目で、平均的な買上量となっている。

一方、「蚕利」であるが、これは養蚕による総収入額を示すものと思われる(白鷹町史編纂委員会他編, 1977: 845)。浅立村の蚕利は1,309両3分で、白鷹町の村々の中では畔藤村の1,404両に次いで2番目になっている。

以上のように、この時期の浅立村では、養蚕は水田での稲作に次いで重要な産業となっていたことがうかがえる。

## 6) 生業暦から考えられること

念仏供養石塔が建てられた頃の浅立村の生業の外観は、これまで述べてきたように、漆、紅花、青苧そして養蚕という藩が力を入れている特産物の生産と、水田での稲作を複合して営まれているものであった。このような形態は、民俗学では複合生業と呼ぶのが一般的であるが、筆者は合間の仕事と呼んでいる(守谷英一, 2018)。

白鷹町に鮎貝役屋将本庄寛長の自分用人として勤務した小嶋俊親の日記が残されている。現存しているものは、天保4(1833)年から弘化5(1848)年までの16冊と冊、嘉永7(1854)年の1冊の合計17冊である(白鷹町教育委員

会他編, 1991: 301)。

俊親の日記は、本庄氏の用人としての公務の記録だけでなく、季節の行事や土地の祭礼、災害や疾病など、一般社会のものにまで及んで記録されている。また、自家でおこなっている耕作の記録も記されている。それは「日料取」や「手間取」という労力不足を補う人も含めておこなわれているが、自分自身でもおこなっているの、畑で育てている作物の種まき時期や収穫時期なども記されている(白鷹町教育委員会他編, 1991: 301-303)。したがって、それは不完全ながらも農事日記としても読むことができるものと考えられる。

念仏供養石塔が建てられた頃に最も近い記録は天保4(1833)年の日記ということになり、14年ほど後の時代になるが、浅立村の農事日記的記録が見つからないので、当時の農業の様子を概観するには、この俊親日記が役に立つと考える。そこで、天保4年の俊親日記を丹念に調べ、農業の記録を拾い出してみた。

天保4年の日記は、元日に始まり、12月の晦日(大晦日)までの354日分<sup>21</sup>ということになる(白鷹町教育委員会他編, 1991: 11-81)。

そのうち、管見した限りで、次のような農作業の様子が記されているのは94日分である。

- 23日 昼後屋敷江なまき致候、大根もまく
- 26日 大町表之畑江行。田直シ畔そんし所江直シ
- 29日 昼前大町の田直畑江行、田江水を懸、大林寺の畑江廻り帰る。昼後西口の畑江行、緑豆大豆蒔。

(天保4年2月 p19-21)

以上のような記録を分類し、月ごとに件数を表にしたものが図表12である。

|    | 水田 | 畑  | 養蚕 | 萱苧等 | 種計 | 日数 |
|----|----|----|----|-----|----|----|
| 2月 | 2  | 2  | 0  | 0   | 4  | 3  |
| 3月 | 0  | 12 | 3  | 2   | 17 | 14 |
| 4月 | 1  | 12 | 3  | 0   | 16 | 13 |
| 5月 | 4  | 8  | 13 | 1   | 26 | 21 |
| 6月 | 1  | 7  | 4  | 1   | 13 | 11 |
| 7月 | 1  | 5  | 1  | 1   | 8  | 7  |
| 8月 | 0  | 3  | 0  | 0   | 3  | 3  |
| 9月 | 2  | 6  | 0  | 6   | 14 | 12 |

|     |    |    |    |    |     |    |
|-----|----|----|----|----|-----|----|
| 10月 | 2  | 4  | 2  | 3  | 11  | 8  |
| 11月 | 1  | 0  | 0  | 0  | 1   | 1  |
| 12月 | 0  | 0  | 1  | 0  | 1   | 1  |
| 合計  | 14 | 59 | 28 | 13 | 114 | 94 |

図表12 俊親日記の農事種類(月別) 資料 白鷹町教育委員会他編1991『小嶋家文書 俊親日記』p11-81 白鷹町教育委員会

この年は、6月26日に大雨が降って洪水が起こっている(白鷹町教育委員会他編, 1991: 41)。俊親は、その対策などに追われたせいか、7月や8月の農事の記録は少なくなっている。例年通りの農作業とはなっていないのかもしれない。

しかし、水田稲作については、5月4日の記事に「終日田植志たちニ行、大方今日迄ニ当所田植極候様子ニ相見得候」と記され、さらに7日には「今日与吉頼田植為致候」と自家の田植えの記事もある。また、9月23日には「我等浅次と終日大町裏江稲苧ニ参候。九十五束苧仕廻候」と稲刈りの記録もある(白鷹町教育委員会他編, 1991: 32,33,60)。

養蚕については4月11日の記事として「今日日柄ニ付養蚕之掃初致候」と記され、6月4日には「繭かき仕廻也。蚕棚ほごし」と記されていて、養蚕の開始時期と終わりの時期がはっきりしている。さらには6月6日には「今日蚕糸取あめ賣長吉女房頼候」、22日には「蚕糸取仕廻候」と記されていて、繭から生糸を取った時期もわかるようになっている(白鷹町教育委員会他編, 1991: 28,37,40)。

このような記述をもとにすると水田稲作、畑作、養蚕を年間の暦の上で位置づけることができる。

これらに加え、念仏供養塔建立時期の浅立村では、先に示したように青苧と紅花の栽培がおこなわれていたと推測される。

天保4年の俊親日記では、青苧の栽培については4月3日に「大林寺之畑江青苧草取ニ行」と記されている(白鷹町教育委員会他編, 1991: 27)ものの、以降は青苧に関する記述は見当たらない。また、紅花についてはまったく記されていない。

しかし、青苧と紅花については『白鷹町史』上巻、『南陽市史編集資料』第6号や第12号などで栽培の概略を知ることができる。

それらによると、青苧は立春から数えて120日の頃に、それまで芽生えた新芽をすべて焼き、その後の芽生えをそろ

える「焼畑」をおこなう<sup>22</sup>。また、一番苧は夏の土用までに刈り終える<sup>23</sup>。その後に育った二番苧は秋の彼岸まで前に刈り取ったという(南陽市史編さん委員会編, 1981: 12-15)。

紅花は、山形周辺から天童あたりでは、古来から暦の上の清明ごろ<sup>24</sup>に種を蒔くとされた。また、開花期は「半夏一つ咲き」という生活言葉で示されるように、半夏生の頃<sup>25</sup>である(今田信一, 1980: 4-5)。

開花後は花を摘み、紅餅などに加工する工程が付け加わるのであるが、花摘みは通常5、6日間、場合によっては10日間ほどであり、その後の加工も含めておよそ仕事じまいまでは30日である(後藤小平次, 1993: 38-39)。

以上のことを参照すると、小嶋俊親の農事記録をもとにして、念仏供養塔建立ごろの生業暦を作ることができる。それが図表13である。

なお、網掛けされた部分が作業時期を示している。また、それぞれの農作業については、養蚕の様に平均的に人手がかかるものもあるが、稲作の田植えや稲刈りのように短期間で多くの人手が必要な作業と、それほど人手が必要ではない作業がある。そこで、それぞれの場合について、多くの労働力が必要なものを「ア、イ、ウ」などのカタカナを用いて位置づけておいた。それは次の様な作業である。

- ア 田植え
- イ 稲苧り
- ウ 蚕が繭を作る時期
- エ 青苧刈り取りと加工
- オ 紅花摘みと加工

| 月 | 田 | 畑 | 養蚕 | 青苧 | 紅花 |
|---|---|---|----|----|----|
| 1 | 上 |   |    |    |    |
|   | 中 |   |    |    |    |
|   | 下 |   |    |    |    |
| 2 | 上 |   |    |    |    |
|   | 中 |   |    |    |    |
|   | 下 |   |    |    |    |
| 3 | 上 |   |    |    |    |
|   | 中 |   |    |    |    |
|   | 下 |   |    |    |    |
| 4 | 上 |   |    |    |    |
|   | 中 |   |    |    |    |
|   | 下 |   |    |    |    |
| 5 | 上 | ア |    |    |    |
|   | 中 |   |    |    |    |
|   | 下 |   |    | ウ  | オ  |
| 6 | 上 |   |    | ウ  | オ  |
|   | 中 |   |    |    | オ  |
|   | 下 |   |    |    |    |

|    |   |   |  |  |   |  |
|----|---|---|--|--|---|--|
| 7  | 上 |   |  |  |   |  |
|    | 中 |   |  |  |   |  |
|    | 下 |   |  |  | エ |  |
| 8  | 上 |   |  |  | エ |  |
|    | 中 |   |  |  | エ |  |
|    | 下 |   |  |  | エ |  |
| 9  | 上 |   |  |  |   |  |
|    | 中 |   |  |  |   |  |
|    | 下 | イ |  |  |   |  |
| 10 | 上 |   |  |  |   |  |
|    | 中 |   |  |  |   |  |
|    | 下 |   |  |  |   |  |
| 11 | 上 |   |  |  |   |  |
|    | 中 |   |  |  |   |  |
|    | 下 |   |  |  |   |  |
| 12 | 上 |   |  |  |   |  |
|    | 中 |   |  |  |   |  |
|    | 下 |   |  |  |   |  |

図表13 念仏供養塔建立ごろの浅立村の生業暦 資料 白鷹町教育委員会他編1991『小嶋家文書 俊親日記一』p11-81白鷹町教育委員会,からむし工芸博物館2011『昭和村のからむしはなぜ美しいからむし畑』p10からむし工芸博物館,南陽市史編さん委員会編1981『南陽市史編集資料』第6号 南陽市教育委員会 p12-15及びp56-58,今田信一1980『べにばな閑話』p4-5高陽堂書店

農作業が空白になっているのは11月の中旬から2月の上旬であるが、これは積雪期である。また、図表12と合わせてみると、3月から9月いっぱいまで農作業が集中していることがわかる。さらに、積雪期であっても米俵などを編んだりや縄をなったりなど多くの作業があることはいうまでもない。

### (3) 念仏供養塔関係文書について

#### 1) 「大石塔書類入箱」中の文書について

この稿の初めに述べたことであるが、白鷹町教育委員会の石井紀子さんが調査したことにより、「大石塔書類入箱」の中には8点の江戸時代の文書が入っていた。そのうち、当時の人たちが、どのような生活の中で、どのような願いを持って念仏塔建立に動いたのかということを知るという本稿の目的からは、石塔建立の前年である文政15(1818)年と当年の文化2(1819)年の文書5点が重要なものとなる。

その文書を古いものから、内容の概略を含めて示すと次のようになる。

#### 1 念仏石塔建立ニ付諸信施志人名覚留帳

日付 文化15年2月吉日

##### (1) 御神酒之覚

御神酒16件25人記名されている。

##### (2) 覚

念仏供養塔建立にいたった経過やこの帳面に御神酒寄進者の名前を記す意義などの覚え書きである。

##### (3) 覚<sup>26</sup>

御神酒1件畔藤村

文政二年三月廿五日

一 百人 町惣善□様(□は不明字)

人足御手伝□□□(□は不明字)

以下、御神酒13件17人記名されている<sup>27</sup>。

##### (4) 覚

沼澤茂右衛門以下八助まで148人の名前が記されている。しかし、何のための「覚」なのかは不明である。

##### (5) 萬御志面付

二月廿日 初日

一 山之神御祈禱御神酒御燈明 釈迦院法印  
源三郎  
次郎兵衛

以下2月24日、2月25日の御神酒12件14人記名されている。

#### 2 念仏供養石建立ニ付諸奉嘉志面付覚帳

文政2年8月吉日

##### (1) 覚

寄進者及び金額(1件は品物)149件149人記名されている。

##### (2) 覚

「此度先年より相心懸候大石念仏供養塔建立ニ付右之石大神見立之衆此度相改面付覚之事」として11人の記名されている。

##### (3) (題名なし)

大元ノ 町ノ 高橋与右衛門

同 大屋しき前 沼澤源三郎

萬世話人 柳ノ 梅津次郎兵衛

とりのやう 南ノ 井上善五郎

同 一本松 梅津甚之丞

きじやり 原ノ 塚原吉四郎

同 川原ノ 沼澤拾左衛門  
以下、世話人として27人記名されている。

### 3 供養石ニ付萬懸り金銭出入覚留帳

文政2年8月吉日

#### (1) 覚

卯ノ三月朔日(文政2年3月1日)から十月十九日(文政2年10月19日)までの金銭の出納帳である。書き起こしが文政2年8月と考えられる。しかし、記されている金銭出納は日付が前後したりしている。

#### (2) 供養ニ付諸懸り覚

文政2年10月10日、11日、12日の支出と思われる。

#### (3) 是より諸品懸り之覚

十月十三日より(文政2年10月13日より)の諸品購入の出納覚と思われる。9件記録。しかし、1件は11日と記されている。

#### (4) 中勘諸懸之覚手扣

35件の金銭支出控えと思われる。他との関係は不明である。

### 4 念仏供養石ニ付御神供赤飯村方志之覚帳

文政2年10月吉祥日

#### (1) (題名なし)

おそらくは建立祝いの時の赤飯や料理の寄進帳と思われる。48件138人記名されている。

### 5 御酒神志圖(こう)村之覚帳<sup>28</sup>

文政2年10月吉日

#### (1) 覚

文政元年2月20日の「山之神御神酒」の記録と思われるものが1件2人記名されている。他は日付が脇付けされていないで、34件39人記名されている。

#### (2) 東五十川人□之□之御神酒志之覚(□不明字)

南隣の五十川村東五十川地区の人たちから寄進された御神酒の覚である。5件19人記名されている。

#### (3) 他村御神酒志之覚

近隣の他村の人たちから寄進された御神酒の覚である。17件19人1ヶ村の記名がある。

他は文化4(1821)年10月のものが3点、不明のものが1

点あるが、建立直前直後のものではないこと、内容的に関係が薄いことで本稿の対象とはしない。

### 2) 建立にいたった経過

このことについては、「念仏石塔建立ニ付諸信施志人名覚留帳」の「(2)覚」に記載されている事柄を読み解く必要がある。そこには次のように記されている。

一 此度、村中信願ヲ以、念佛石塔建立仕度、毎年心掛罷在候處、幸大石坂之下ニ大名石有之。依之当春ノ月並念佛講ニ而、惣村評定之相談申候。是以、偏ニ普天泰平、五穀成就ためなれハ、誠ニ以目出度義申込も御座無く、尤、大石之事故、成就之砌込ハ人夫不少。依之最早家々々御神酒等之志も有之。依之不残帳面ニ相記、此末幾久敷相かり候とも、首尾能成就致込の人夫志萬事留置。萬歳不持ため仍如件。

※句読点は筆者が入れたものである。

建立については、最初に「村中信願ヲ以、念佛石塔建立仕度、毎年心掛罷在候處」と記しており、念仏供養塔建立が、以前から村人が信仰心を持って、建立が念願であり、毎年何とかしたいと心掛けていたことが記されている。

その目的については、「偏ニ普天泰平、五穀成就ためなれハ」と記されている。「ひたすら、天下がよく治まり平安であることと五穀が豊かに実ることを祈って」という目的で」という意味であると読むことが可能である。

この目的については、一般的な祈願文であり、浅立村の特異性はないと考える。

伝承では先に述べたように、「むかし村に悪疫がはやり、多くの人がなくなった」ということが伝えられていて、その供養のために建てたものとされている。

この「覚」の文章に記されている建立目的の部分には、明確に伝承を裏付けることは記されていない。しかし、村人がずいぶん前から念仏供養塔建立を念願していたことはうかがえる。それが覚のことばどおりに、信仰心が厚いためだけなのか、あるいは何らかのできごとを契機にしたものなのかはここでは不明である。少し時代をさかのぼって調べてみる必要があると考える。このことについては、後の考察で詳しく述べることにする。

次に文化15年になって建立の気運が高まったことにつ

いては、「幸大石坂之下ニ大名石有之」と記されているように、「大石坂下」で大きな石が見つかったことに大きな要因を見いだすことができる。

「大石坂」は浅立と長井市大石の間の峠に掛かる坂道である。実際に浅立の人たちに案内してもらっていった。かつては往来も頻繁であったが、現在はほとんど使われなくなって、道もあれていた。坂下は2本の沢が合流する場所であり、沢が増水したときには、大きな石も流されてたまりそうな場所である。

その場所で、供養塔にふさわしい石が発見できたことによって、一気に供養塔建立の気運が高まったことは推測できることである。

それが実現するためには、村人の意志の結集が必要である。「依之当春ノ月並念佛講ニ而、惣村評定之相談申候」と記してあって、文政15年春の「念仏講」の席で、村人が集い、相談して決定したということになる。

このような「念仏講」は、各地にあったものと考えられ、現在でも年1、2回開催されているところもあるという。『白鷹町史』上巻では、昭和41(1966)年におこなわれていた東高玉地区と十王本宿地区のことが報告されている。また、滝野村の寛政9(1797)年から明治34(1901)年までの、講に関わる諸品購入が記載されている「滝野村念仏帳」が紹介されている(白鷹町史編纂委員会他編, 1977: 872-885)。

浅立の念仏講については、浅立にある釈迦院の住職石坂邦彦氏の話<sup>29</sup>では、浅立地区では現在まったくおこなわれなくなっているし、講に関する書類も保管されていないということである。

しかし、『東根村郷土史』に梅津清六家の文書「念仏の始め」が引用されている。それによると、念仏講は寛文(1663)3年に始められ、1年に3度、春彼岸の入の日、盆の十四日、秋彼岸の中日に、それぞれの当元を決めておこなわれた。講の構成者は酒代を持参して参加した。不都合があつて参加できない場合は、酒代だけは届けることになっていたという。また、講中に不幸があつた場合には、講の人々が20文持って集まって葬式念仏をすることになっていた。木腹町次兵衛が始めたものという(東根村郷土史刊行会編, 1972: 115-116)。

これを参考にすると、念仏供養塔建立が話し合われた「依之当春ノ月並念佛講」とは、文化15年の春彼岸の入りということになる。旧暦での春彼岸は2月の初め頃になり、俊

親日記では2月7日の記事に「ひがんに成ル」と記されている(白鷹町教育委員会他編, 1991: 16)。

したがって、この帳面の表に「文化十五年二月吉日」と記されていることも合わせ、念仏供養塔建立について「当春ノ月並念佛講」で話し合われたことを裏付けると考える。

### 3) 村人はどのように協力したか

念仏供養塔建立当時、文政2年の浅立村の規模を推測する資料として、先に参照した文政10年の「村目録」がある。それによると、浅立村の戸数は142戸である。また、浅立には文化13(1817)年2月10日「宗門御改帳」が残されている。残念なことに実物の所在は不明であるが、昭和35(1960)年に浅立の菊地啓次郎氏が実物を見て、家族の名前や人数なども含めて表の形でまとめたものが現在残っている。それに記帳されている戸数は148戸である。浅立村の戸数をそこから判断すると、148戸程度であると考えられる。

その裏付けになるとと思われるのが、「1 念仏石塔建立ニ付諸信施志人名覚留帳」の「(4) 覚」である。

そこには、沼澤茂右衛門以下八助まで148人の名前が記されている。その名前を「宗門御改帳」で確認すると、148人のうち126人が確認できた。「宗門御改帳」の記載事項は念仏供養塔建立の2年前のものであるので、その間に異動があるのは当然である。それを踏まえると、この148というのはそれぞれの家の代表者名と考えてよいように思う。したがって、文政2年の浅立村の戸数は148戸と考えて無理はないと考える。

その148戸の村人が、念仏供養塔建立に具体的に関わった資料として、4つの史料を選択してみた。それは次のものである。

#### 「2 念仏供養石建立ニ付諸奉嘉志面付覚帳」から

##### (1) 覚

寄進者及び金額(1件は品物)149件149人が記名されている。

##### (2) 覚

「此度先年より相心懸候大石念仏供養塔建立ニ付右之石大神見立之衆此度相改面付覚之事」として11人の名が記されている。供養塔の石を確定した人々の名簿である。発起人名簿的なものであろうか。

(3) (題名なし)

「大元メ」や「萬世話人」、「世話人」などの名前が記されている。役員名簿と考える。

「4 念仏供養石ニ付御神供赤飯村方志之覚帳」から

(1) (題名なし)

おそらくは建立祝いの時の赤飯や料理の寄進帳と思われる。48件138人記名されている。

4件の資料の人名を読みとり、それを「宗門御改帳」で確認した。

まず、念仏供養塔建立関係役員名簿と思われる「2 念仏供養石建立ニ付諸奉嘉志面付覚帳」(以降「嘉志覚帳」と略記する)の「(2) 覚」に記されている11人はすべて「宗門御改帳」で確認できた。「(3) (題名なし)」に記されているものでは、「大元メ」、「萬世話人」、「とうりやう」、「きじやり」の7人については全員確認できた。「世話人」は27人いるが、内18人は確認できたが9人は不明である。

さらに、「嘉志覚帳」の「(1) 覚」の寄付者と「4 念仏供養石ニ付御神供赤飯村方志之覚帳」(以降「赤飯覚帳」と略記する)の「(1) (題名なし)」の赤飯等の寄進者名については図表14として整理した。

| 文書名    | 記載数 | 確認数 | 不明者 | 確認率   |
|--------|-----|-----|-----|-------|
| 「嘉志覚帳」 | 149 | 133 | 16  | 89.3% |
| 「赤飯覚帳」 | 138 | 127 | 11  | 92.0% |

図表14 「宗門御改帳」での確認結果

表の中の不明者の中には、たとえば「嘉志覚帳」に「一、式朱也 奥州仙台国あやし村より 与惣次」と記されているものが含まれている。したがって、確認者以外の数字がすべて浅立村のものとは限らない。また、確認者の場合についても、「一、式百銅 名兵衛」の次に「一、式拾四銅 同隠居母」と記されているので、同一の家族で複数件の寄付をしていると考えられるものもある。したがって、確認数があるまま戸数ではない。

この結果と以上のような場合を考慮して、これら2回の寄付、寄進行為に「宗門御改帳」に記されている148戸の住民が何回関わっているかを調べた。その際、先に示した同一の家族で複数件の寄付や寄進をしている場合はそれぞれを1回と数えた。そのため最大の回数は3回となっている。それを次に示す。

|    |      |       |
|----|------|-------|
| 0回 | 11戸  | 7.4%  |
| 1回 | 18戸  | 12.2% |
| 2回 | 115戸 | 77.7% |
| 3回 | 4戸   | 2.7%  |

1回から3回までの戸数を合計すると、137戸で、浅立村の92.6%の家々が寄付や寄進に1回以上応じていることになる。なお、0回の11戸についても「宗門御改帳」を用いた場合に確認できなかったのであり、図表14のそれぞれの不明者に含まれている可能性は否定できない。それを考慮すると、浅立村の92.6%以上の家々が念仏供養塔建立のために物心両面で協力したといえよう。

3) 文書に記された数字が語ること

これらの文書には、直接的に数字で示されていることからわかることがある。また、合計は示されていないが、個々に記された数字の合計からわかることもある。そのことについて述べておきたい。

まず、文政2年8月吉日「念仏供養石建立ニ付諸奉嘉志面付覚帳」の「(1) 覚」に記された149件、149人が寄進した金額の総計は、計算すると9両2朱と29貫390文になる。

江戸時代の貨幣制度はかなり複雑で、「両、分、朱」という金をもとにしたもの、銀をもとにして「匁」単位で秤によって計られるもののほかに、寛永通宝など銅で作られた銭の単位がそれぞれ用いられていた。相互の間には公定の換金率が決められていたが、実際にはその時々相場で動くものであって、1つの単位で換算するのはきわめて難しいものである(白鷹町史編纂委員会他編, 1977: 612-615)。

そのためか、念仏供養塔関係の文書でも、たとえば「壱両壱歩ト拾五貫五百四十四式文」のように「両、分、朱」と銭「貫、文」は別々に集計しているようである<sup>30</sup>。

一方、先に示した「村目録」などからわかる本物成の代方(半永分)については、永楽銭が単位になっていて、銭の単位である。それと、「念仏供養石建立ニ付諸奉嘉志面付覚帳」の「(1) 覚」の総金額計9両2朱と29貫390文とを比較するために、あえて双方を寛永通宝の単位に置き換えてみたい<sup>31</sup>。

まず村高の半永分は、先に計算したように永楽銭で23,060文である。また、永楽銭1貫文が寛永通宝4貫文であるので、寛永通宝92,240文、つまり92貫240文である。

「嘉志覚帳」の9両2朱と29貫390文のうち、29貫390文は、時代から考えて寛永通宝の単位と考えられるのでそのまましておく。

9両は、1両が4貫文で計算すると36貫文となる。1朱は1両の16分の1であるので250文である。2朱では500文となる。

以上を合計すると、65貫890文となり、村高の半永分92貫240文の71.4%となる。寄進者平均で445文余りである。これは驚くべき数字であるといえよう。

これを現代の金額に換算するには様々な方法があり、きちんとした数字は出しにくい。しかし、現在の平均米価と文政2年の米の値段がわかる資料が見つかったので換算してみたい<sup>32</sup>。

まず、現代の米価であるが、農林水産省が令和元(2019)年8月の速報値を発表している<sup>33</sup>。それによると玄米60kgの平均価格は15,706円である。次に文政2年の米の価格であるが、『白鷹町史』上巻に「滝野村念仏講帳」に記された白米の購入価格を表にしたものが記されている(白鷹町史編纂委員会他編, 1977: 873-875)。

それによると、文化文政期については、最初の購入記録の文化元(1804)年8月では白米3升で93文、最後の文政12年2月では白米3升で150文となっている。この期ではほぼ毎年1、2回購入しているので、18年間で28回の購入となっている。その価格を見通してみると、最安値が文政4(1821)年2月の白米3升で90文、最高値が先に示した文政12年2月では白米3升で150文である。また、中央値は3升で120文となり、平均は115文となる。

以降、文久年間には3升で300文程度になっていてかなりの値上がりが見られることが読み取れるが、この地域の白米価格は、文化文政期は比較的安定していて、最安値の場合は、白米1升は30文、最高値の場合は、白米1升が50文となる。

米1升は約1.5kgであるので、現在の価格単位となっている60kgは約40升とすると、最安値の場合は60kgでは1,200文、最高値では60kgでは2,000文ということになる。

その文化、文政期の白米価格をもとにして、念仏供養塔の寄付金が集められた文政2年ごろの銭を現在のお金に換算することを試みる。寄付金が集められた文化2年の白米価格は、2月が3升で120文、8月が3升で102文である。もう少し広い範囲で見ると、文化14年8月が126文(4升で168文)、文政1年8月が120文、文政4年2月が90文、文

政6年2月が100文となっていて、これらの平均値は110文となる。

この平均値を用いると、1升37文、60kgで1,463文となる。現在の米の価格の玄米60kgで15,706円であるので、1文は約11円にあたることになる<sup>34</sup>。以上のことから、このころは目安としては1文10円ぐらいと考えてよさそうである。

この数字を用いると、村高の半永分は、922,400円となり、集まったお金は658,900円、1人平均では4,450円ということになる。これは目安にしか過ぎないが、それにしても大きなお金である。

次に、念仏供養塔の石材加工賃について調べてみた。それについては「3 供養石ニ付萬懸り金銭出入覚留帳」の7面に次のように記されている(不明字を「□」で示している)。

覚

一 三両也 石工 太吉 傳吉

右ハ当月八月十日荒砥太吉石工施主世話人相談之上何程相懸り候トモ□□□(3字不明)申間敷候事相定之事

其外祝

以上の「覚」によると、石工世話人が相談して、石工の支払いはすべてで3両と決めたようである。

3両は12貫文ということになる。同様に1文10円で換算すると120,000円ということになる。これが安いのか高いかは専門業者に聞いてみるほかない。

「3 供養石ニ付萬懸り金銭出入覚留帳」にはその他にも興味深い数字が記されている。たとえば9面の10月9日のところには、次のように記されている記事がある。

一 五百文 東五十川  
入 三次郎  
しうら代

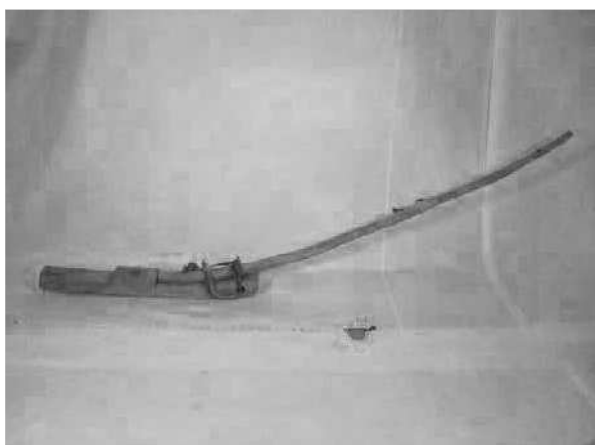
この「しうら」について、白鷹町古文書研究会事務局局長江口儀雄氏は、読みは「しゅら」であり、巨石運搬用の櫓(そり)である、「修羅」ではないかと指摘している。

供養石になった石を採取したという大石坂は山の中腹にあり、そこから浅立まで運んでくるには何らかの運搬用具が必要である。おそらく冬季間の作業であったと考えられ



るが、伝承では「機械力の小さかった当時、藁の大綱に大勢の人が集まって引いた。綱には信心による女の人の長い毛髪をないまぜてあり」といわれているが、「綱を引く」というのは平地での作業方法と思われ、山道を下るには、むしろ石が転げ落ちないように上方へ引く必要がある。その上で、何らかの形で石の向きを制御して、滑る力も利用しながら運搬する必要があると考える。

白鷹町教育委員会が所蔵している民具の中に、丸太を運搬する時に用いた木ぞりがある。図表15として示したが、後ろにつきだしている棒が舵取り棒と思われる。



図表15 木ぞり 白鷹町教育委員会蔵民具(台帳番号3Q-0018)

供養石運搬のために、写真で示した道具とは全く同じではないが、似たような仕掛けを持ったものが使われた可能性は大きい。それが「しうら」の可能性もまた大きいと思われる。値段は、500文、同様に現在の価格にすると5,000円ぐらいである。

#### 4) 供養塔建立を指導した人たち

これまで述べてきたことで、当時の浅立村では、念仏供養塔建立は大事業であったことはあきらかにできたと考える。そのような大事業を実施するには、幾人かの指導的な立場に立つ人が必要である。その人たちの名簿が「2 念仏供養石建立ニ付諸奉嘉志面付覚帳」の「(3) (題名なし)」であると考えられる。

そこに記されている人のうち、「とうりやう」や「きじやり」は工事实務の指導者であろう。したがって、事業を導いたのは「大元メ」、「萬世話人」の3人であり、「世話人」27人は、

実務担当者と位置づけられると考える。

大元メの高橋与右衛門は、文化13年の「宗門御改帳」によると、73歳である。したがって、文政15年には75歳になっていたことになる。住まいは「町」といわれる集落で、男3人、女3人の6人家族、持高が24石2斗4升2合で馬を1頭持っている。大きな百姓であったといえよう。

与右衛門家は、浅立の岡の入にある釈迦院が、慶長年間に広野の鳥越から現在地に移った際、自分の土地を提供した家である。そのために釈迦院では与右衛門を旦那と定めていると説明している。また、この与右衛門は延宝7(1679)年に病死し、位牌は釈迦院に安置されたことも伝えている(東根村郷土史刊行会編, 1972: 391-395)したがって、与右衛門家は古くから浅立に居住する大農家であったと考えられる。

大元メになった与右衛門については、梅津清六家の文書や菊地啓次郎氏の「浅立の足跡」で「大願主」と記されている(東根村郷土史刊行会編, 1972: 118-119)ほか、管見の限りでは伝えられていることは見いだせない。「大願主」と記され、「大元メ」になっているのは家柄のためもあるが、年齢が高く人をまとめ上げることに長けていたためと推測される。

同じく大元メの沼澤源三郎は大屋敷集落に住んでいる。男3人家族である。「宗門御改帳」には年齢が記されていないが、子どもの源次が25歳と記されているので、40代後半から50代かと考えられる。持高は6石3斗2升8合であるので、中程度の百姓と考えられる。

源三郎については、他に「3 供養石ニ付萬懸り金銭出入覚留帳」4面に7月29日という日付で、「一 式歩也 源内殿□/正金ニメ/右ハ仙台行時分」に続き「一 壹歩也 源三郎殿□/正金ニメ/右ハ仙台行時分」というものがある(「□」は不明な文字、「/」は行換え。以降は同様である)。不明な文字は「より」とも読めそうであるので、源内殿と源三郎殿からそれぞれもらった金額と読める。また、そうでないとすると源内と源三郎が仙台に行く時の金を渡したとも考えられる。

仙台に行くということは、文字を揮毫したといわれる南山和尚へ会いに行くことと考えられる。伝承では「書は松島瑞巖寺に依頼した。和尚さまは持参した酒をのみ、一気に立派に書いた」と伝えられているので、誰が依頼に行ったのかということは解明したい問題である。

さらに源三郎については、ろうそく代や味噌代等も記さ

れている。そのような品物を商っていたのかとも考えられるし、あるいは諸品の購入を司っていたのかは不明である。この金銭の出納帳については、文字が読みにくいということもあるが、内容理解が難しく、今後さらに学習を深めてゆく必要があると考える。

3人目の萬世話人梅津次郎兵衛は「宗門御改帳」では43歳であるので、文化15年には45歳ということになる。柳地区に住んでいて5人家族、持高は8石2斗2升3合である。

次郎兵衛について『東根村郷土史』では、梅津清六家の文書を引用して「柳太夫」また「吉太夫」といい別名を持っていることを紹介している。また、名が吉太郎であることも記されている。そして、その次郎兵衛が仙台の南山和尚のところへ行って揮毫を頼んだこと、その土産に広野の酒を持って行ったことを記している(東根村郷土史刊行会編, 1972: 119)。

仙台行きに関しては、先に「3 供養石ニ付萬懸り金銭出入覚留帳」の4面の記事を紹介したが、その他のものとしていくつかある。まず、2面に「七月廿九日／一 壺歩ト弍百文／仙台行時分／正銭ニメ」というのがある。次に3面に「九月十五日／一 壺歩ト百文 吉太夫仙台行借分」というのがある。そして、先に引用した4面の「七月廿九日／一 弍歩也 源内殿□／正金ニメ／右ハ仙台行時分」と「七月廿九日／一 壺歩也 源三郎殿□／正金ニメ／右ハ仙台行時分」がある。その後は16面に「一 壺両壺歩／南山書壺切／吉太夫／右仙台行テ兩度之酒肴代」と記されている。

高橋源内と沼澤源三郎が仙台に行ったのかは不明としておくことにして、吉太夫こと梅津次郎兵衛は、念仏供養石建立に関して、公には2度仙台に出かけているようである。その費用として支出した金額は、少なくとも1両1歩、先のように計算して現在の金額にすると50,000円ということになる。それには南山和尚への謝金も含んでいたのかもしれないが、相当お金のかかった旅であったように思われる。

もう1つ次郎兵衛については興味引かれることが記されている。「5 御酒神志闔村之覚帳」の2面からの「覚」の最初に「文政元年 寅ノ 二月廿日／一 御神酒 山神御神酒 祈り祝 大屋しき 沼沢源三郎／柳ノ 竹本吉太夫」と記されているのがそれである。

「竹本」というと「竹本義太夫」を想起する。そのことから一般的に「竹本」というと、歌舞伎専門の義太夫節演奏者

を称するという(服部幸雄他編, 1983: 258)。次郎兵衛も義太夫節を嗜んでいたのだろうか。

次郎兵衛の末裔は、現在も浅立地区に居住している。当主である梅津正夫さんに9月15日に質問した。正夫さんの話では、次郎兵衛と義太夫節の関係はまったく聞いていない。しかし、次郎兵衛という人は芸事の好きな人で、各地に出向いて家にいることが少なかった人であると聞いているという。そのために仙台や松島あたりにもなじみがあったかとも考えられるともいう。

また、次郎兵衛については、「3 供養石ニ付萬懸り金銭出入覚留帳」の9面には10月19日の日付で「一 金百疋 吉太郎／一村之御祝」があり、17面には「一 壺歩ハ 吉太夫惣村ノ祝」と記してあるのが見える。

金1疋は10文で100疋ならば1貫文である。1貫文は1分であるから、次郎兵衛に2度に渡り村から御祝いを出したのではなく、1度のお祝い金の支出を記しているとも思われる。それは南山和尚に無事揮毫してもらったことの祝いとも考えられる。

次郎兵衛は実に行動的な人のように思われる。「萬世話人」とは世話人を束ねるのではなく、文字どおり「様々なことの世話をするもの」という役割で、現代流に言えば渉外係という立場であろうと考えられる。

結論的に、次郎兵衛だけが仙台に行って、南山和尚と面会して交渉したのであろう。そして揮毫してもらうことまでたどり着いたのであろうと推測する。

他の人たちが顕著な功績が見られるのは高橋源内であろう。高橋源内は、この事業の役職としては「此度先年より相心懸候大石念仏供養塔建立ニ付右之石大神見立之衆此度相改面付覚之事」の「見立之衆」11人に名を連ねているだけである。

しかし、その寄進額は2両とずば抜けて多い。また、先の仙台行に関して2分寄進している可能性もある。さらに、「4 念仏供養石ニ付御神供赤飯村方志之覚帳」では第1番目に「一 御供赤飯 重の物は品々入／高橋源内」と記されている。

高橋源内は、「宗門御改帳」では53歳と記されているので文政15年には55歳である。6人家族で川原地区に住んでいる。持高が79石4斗5升4合で、馬2頭を所有しているという村1番の大きな百姓であった。

また、この源内は貧民救済と産業助成の功績があったということで、文政2年12月に名字帯刀が許されている。ま

た、文政8(1825)年春には、浅立地区の中央部に、源内の恩義を慕う村人たちが功績碑を建立している。それらの詳細については『東根村郷土史』に記されている(東根村郷土史刊行会編, 1972: 125-128)。

以上のことから、この事業の財政的な後ろ盾になっていた1人が源内であると思われる。

#### (4) 考察

##### 1) 「むかし村に悪疫がはやり」の検証

この稿の最初で、『しらかの歴史をたずねて』に記されていることを引用し、「むかし村に悪疫がはやり、多くの人になくなった」ということが伝えられていて、その供養のために建てたものであるとされていることを紹介した。

「悪疫がはやり」ということが実際にあったのか、あったとすればそれはいつ頃のことなのかを検証したい。

前節第2項で述べたことであるが、管見の限り、念仏供養塔に関する文書類には、それに関する記述は発見できない。しかし、それはまったく否定できることではないと考える。『白鷹町史』や『米沢市史』などから建立時期以前の置賜地域の「悪疫」に関する事柄を探索してみたい。

| 年    |      | 病名       | 地域   |
|------|------|----------|------|
| 和暦   | 西暦   |          |      |
| 宝暦9  | 1759 | 疫痢       | 不明   |
| 天明4  | 1784 | 不明       | 関村   |
| 寛政4  | 1792 | 疫痢       | 栃窪村  |
| 寛政6  | 1794 | 疫痢       | 伊佐沢村 |
| 寛政7  | 1795 | 疱瘡(天然痘)  | 全域?  |
| 寛政8  | 1796 | 疱瘡(天然痘)  | 全域?  |
| 寛政10 | 1798 | 病犬(狂犬病?) | 全域?  |
| 享和元  | 1801 | 疱瘡(天然痘)  | 塩野村  |
| 享和3  | 1803 | 麻疹       | 上小松  |

図表16 文政15年までの置賜地域の「悪疫」 資料 米沢市史編さん委員会編1991『米沢市史』第2巻, 米沢市史編さん委員会編1993『米沢市史』第3巻, 米沢市史編さん委員会編1999『米沢市史』大年表・索引, 長井市史編集委員会編1982『長井市史』第2巻, 白鷹町史編集委員会他編1977『白鷹町史』上巻

探索結果を表にしたのが図表16である。これを見ると、直接的に浅立村での「悪疫」は記録されていない。したがって、「村に悪疫がはやり」ということは直接的に裏付けることはできない。

近隣の村に目を向けると寛政4(1792)年の栃窪村での

疫痢の発生、寛政6(1794)年の伊佐沢村での疫痢発生が目につく。このとき、「宗門御改帳」に73歳と記されていた高橋与右衛門は、49歳と51歳である。また42歳であった次郎兵衛は18歳と20歳である。年齢が不明である源三郎は、次郎兵衛より少し上の年齢と思われるので、20代であったろうと考えられる。

このうち、特にすぐ隣の伊佐沢村での疫痢発生は浅立村の人々にとっても脅威だったのではないかと推測される。疫痢はこどもがかかる病気とされるが、赤痢菌が原因である場合も多いという。そうであれば大人も罹患している可能性もある。また、飲み水などによって感染が広がるともきく。水源は別と思われるが、当時も人の行き来が多かったと考えられる村での流行であるので、浅立村でも発生した可能性は充分考えられる。

さらに、その翌年の寛政7(1795)年には、米沢藩全域で疱瘡(天然痘)が流行している。『米沢市史』大年表では「三重年表」の記載事項<sup>35</sup>をもとにして、「疱瘡患者数、在郷では7,343人に及び、内919人が死亡。町人は1,046人が罹患し、内145人が死亡。この外、武士の患者・死亡者も多数発生」と記している(米沢市史編さん委員会編, 1999: 172)。このときの浅立村に関する記録は、管見の限りでは発見できない。

報告の時点で、領内では小国と中津川には疱瘡がまだ入っていないと記されていて、他の米沢藩領全域に流行していたことがうかがえる(山形県編, 1960: 187)。浅立村で疱瘡が発生した可能性も充分に考えられ、村で悪疫がはやったと伝承された可能性も考えられる。

管見の限りでは、念仏供養塔建立の契機となるような疫病の流行は特定できない。しかし、そのような伝承が形づけられるできごとは、近隣ではおこっていたことが確認できるし、それが浅立村まで波及していた可能性があることは指摘できると考える。

さらに、疫病ではないが、凶作による死者についても考慮されなければならないと考える。『米沢市史』では、江戸時代における米沢藩内の凶作年は、大小合わせると150回余りに達していて、中でも、大きい物が宝暦5(1755)年の凶作であったという(米沢市史編さん委員会編, 1991: 5)。『米沢市史』、『長井市史』、『白鷹町史』について、この宝暦の飢饉での死者数の記録を探してみたが、管見の限りでは発見できなかった。

しかし、『米沢市史』では、宝暦3(1753)年、宝暦5年か

ら宝暦7(1757)年までの飢饉を「宝五の飢饉」として語り継がれていること、宝暦6年には、米沢城下、荒砥、鮎貝で、8月から藩庁や代官が朝夕困窮者への粥施行を行っているのは、貧民の餓死者が続出したことへの対策であったと述べている。さらに、宝暦年間の災害と飢饉の影響は米沢藩領の人口の減少に現れ、元禄5(1692)年から宝暦11(1761)年の70年間で、1年間の人口減少がもっとも烈しいのは宝暦7年の3,762人であることと述べている(米沢市史編さん委員会編, 1991: 8-11)。

宝暦3年の時、次郎兵衛はまだ生まれていない。源三郎もおそらく生まれていないか、あるいは乳幼児期であったと思われる。しかし、与右衛門は10歳になっていた。「宝五の飢饉」は、70歳を超えても記憶に残っていたであろうと考える。与右衛門に近い年齢の村人たちにも同様であろう。

以上のことを総合すると、たとえば寛政5年、6年の疫癘や寛政7年の疱瘡では、浅立村での流行はなかったとしても、それらを契機として「宝五の飢饉」の記憶がよみがえり、それも含めて伝承されている「村での悪疫の流行」が形作られた可能性がある。ここではそのことを指摘しておきたい。

## 2) 村人の信仰心について

米沢藩では、享和3(1803)年、寺社堂宇および庚申堂、供養塔、石仏などの新規建立を禁じている(米沢市史編さん委員会編, 『米沢市史』大年表, 1999: 178)。それにもかかわらず、念仏供養塔を建立したということ、それ自体が村人の信仰心の現れであるといえる。また、先に述べたように、念仏供養塔建立が念仏講で相談されたことから、「念仏」を基盤とした生活の中で、念仏供養塔建立は進められたといえよう。

しかし、村人の思いは均質ではなく、個々に違っていたことは想像できる。

「2 念仏供養石建立ニ付諸奉嘉志面付覚帳」の「(1) 覚」の9面には「一 式百銅 長四郎」と記された隣に「一 五拾銅 同隠居」と記されている。同様のものは18面にもあり、そこでは「一 式百銅 名兵衛」の隣に「一 式拾四銅 同隠居母」と記されている。これは、当主だけでなく、同じ家族の隠居や隠居した母親が別に寄進したものと考えられる。

また、18面に「一 式朱 奥州仙台国あやし村より与惣次」という記録がある。この帳面で浅立村以外の人が

寄進したのはこの記録だけである。

「与惣次」という人が記録されているのはもう1ヶ所あって、7面に「一 金細工物初ヨリーシキ 萬諸品度々寄進与惣次」と記されたものがある。これについては「宗門御改帳」に72歳の与惣次が筆頭に記されている家があるので、18面の与惣次とは別人かとも考えられるが、文化15年の時点では村を離れ、仙台のあやし村に移り住んでいた。そこで、それまでに度々いろいろな品物を寄進していたこととこのたび金細工物一式を寄進してくれたことを記したとも考えられる。いずれにしても、7面の記録は他の人の行動とは少し色合いの違う行動であるといえる。

このようなことは、他にはない。だから、ここに記名され人々がそれだけ強く念仏供養塔に共感の意を、寄進として示したものであるといえる。

しかし、この人たちだけがより強い共感の心(信仰心)を持っていたと断言するのは短絡的であろう。このように個人が表面に出ることを好まない人もいたと考えるからである。だから、ここでは念仏供養塔建立に対して、一般的な賛意よりも強い気持ちを示した人々がいたということを指摘しておきたい。

|    | 年    |      | 石塔等建立数 |     |     |     |
|----|------|------|--------|-----|-----|-----|
|    | 和暦   | 西暦   | 総数     | 内浅立 | 念仏塔 | 内浅立 |
| 享和 | 3    | 1803 | 4      | 0   | 0   | 0   |
|    | 4    | 1804 | 13     | 1   | 2   | 0   |
| 1  |      |      |        |     |     |     |
| 文化 | 2    | 1805 | 9      | 1   | 1   | 0   |
|    | 3    | 1806 | 6      | 0   | 0   | 0   |
|    | 4    | 1807 | 1      | 0   | 0   | 0   |
|    | 5    | 1808 | 4      | 0   | 1   | 0   |
|    | 6    | 1809 | 9      | 1   | 1   | 0   |
|    | 7    | 1810 | 2      | 0   | 0   | 0   |
|    | 8    | 1811 | 4      | 0   | 0   | 0   |
|    | 9    | 1812 | 2      | 0   | 0   | 0   |
|    | 10   | 1813 | 6      | 1   | 0   | 0   |
|    | 11   | 1814 | 1      | 0   | 0   | 0   |
|    | 12   | 1815 | 0      | 0   | 0   | 0   |
|    | 13   | 1816 | 2      | 0   | 0   | 0   |
|    | 14   | 1817 | 5      | 0   | 1   | 0   |
| 文政 | 15   | 1818 | 3      | 0   | 0   | 0   |
|    | 1    |      |        |     |     |     |
|    | 2    | 1819 | 17     | 3   | 2   | 1   |
|    | 3    | 1820 | 6      | 0   | 0   | 0   |
|    | 4    | 1821 | 4      | 0   | 0   | 0   |
| 5  | 1822 | 6    | 0      | 0   | 0   |     |

|        |    |      |     |   |   |   |
|--------|----|------|-----|---|---|---|
| 文<br>政 | 6  | 1823 | 3   | 0 | 0 | 0 |
|        | 7  | 1824 | 7   | 0 | 0 | 0 |
|        | 8  | 1825 | 5   | 1 | 0 | 0 |
|        | 9  | 1826 | 7   | 0 | 0 | 0 |
|        | 10 | 1827 | 9   | 0 | 0 | 0 |
|        | 11 | 1828 | 4   | 0 | 0 | 0 |
|        | 12 | 1829 | 8   | 0 | 0 | 0 |
|        | 13 | 1830 | 3   | 1 | 0 | 0 |
| 合 計    |    |      | 150 | 9 | 8 | 1 |

図表17 享和3(1803)年から文化13(1830)年までの石塔等建立数  
資料 白鷹町石造文化財調査委員会2010『白鷹町石造文化財調査報告書』 白鷹町教育委員会

図表17として白鷹町に残っている享和3年から文化13年までの石塔等建立数を表で示した。元資料は、平成11(1999)年9月から平成20(2008)年6月まで行われた白鷹町全域の石造物悉皆調査<sup>36</sup>をまとめた『白鷹町石造文化財調査報告書』である。表に用いた数字は、調査委員の団長を務め、白鷹古文書研究会の事務局長でもある江口儀雄氏が、今回の文書解読にあたり、報告書から拾い上げて会員に提供してくれた資料をもとにして作成した。

表からは、総数が150基で、浅立地区にはそのうちの9基があることがわかる。また、この時期に建立された「南無阿弥陀仏」と刻まれた石塔数は総数が8基で、浅立地区では1基だけであり、それは今回対象となっている念仏供養塔であることがわかる。

他の地区でこの時期に建立された念仏供養は、鮎貝地区に3基(文化元年 常光寺、文化元年 桜館の子守堂、文化14年 大林寺水飲み場)、山口、畔藤、横田尻、高岡にそれぞれ1基と広い範囲に建立されている。

『白鷹町石造文化財調査報告書』によると、白鷹町には31基の「南無阿弥陀仏」と刻まれた念仏塔があり、その建立時期は享保15(1730)年から明治4(1871)年までとなっている。また、地域としては荒砥地区が3基、蚕桑地区が3基、鮎貝地区が13基、鷹山地区、十王地区は0であるが、浅立が含まれる東根地区には4基あって、町内全域に建立されているといえる(白鷹町石造文化財調査委員会編, 2010: 9)。

したがって、念仏供養塔を建立するということは、この時期の浅立地区に固有のことではなく、広範囲の地域で行われていた事象といえる。

| 番号 | 年    |      | 種 類                | 願主・施主 |
|----|------|------|--------------------|-------|
|    | 和暦   | 西暦   |                    |       |
| 1  | 文化元  | 1808 | 子待塔                | 不明    |
| 2  | 文化2  | 1809 | 湯殿山碑               | 一村中   |
| 3  | 文化6  | 1809 | 巳待塔                | 不明    |
| 4  | 文化10 | 1813 | 常夜燈                | 不明    |
| 5  | 文政2  | 1819 | 大乘妙典塔              | 不明    |
| 6  |      |      | 南無阿弥陀佛碑<br>(念仏供養塔) | 闔村    |
| 7  |      |      | 湯殿山碑               | 不明    |
| 8  | 文政8  | 1825 | 高橋源内碑              | 不明    |
| 9  | 文政13 | 1830 | 百萬遍塔               | 一邑中   |

図表18 文化・文政年間の浅立地区に建立された石造物 資料  
白鷹町石造文化財調査委員会編2010『石造文化財調査報告書』  
白鷹町教育委員会 p38-46

図表18は、享和3(1803)年から文化13(1830)年までに浅立地区に建立された石造物である。このうち、高橋源内碑以外は、すべて信仰に関係したものである。また、文政13年の百萬遍塔は、南無阿弥陀仏を100万回唱えたという記念碑であり、文政2年の「南無阿弥陀仏」碑と同じ場所に建立されていて、関係がきわめて深いものと考えられる。

その他のものは、子待塔は大黒天の信仰、湯殿山碑は湯殿山信仰、巳待塔は弁財天信仰あるいは転じて養蚕安全祈願、常夜燈は諏訪神社に建てられたものである。諏訪神への信仰、大乘妙典塔については詳細不明であるが、法華経など関係するものなのかもしれない。

このように多様な信仰に関わる石造物が建てられたことは、浅立の人々はこの時期には多様な信仰世界の中で生きていたということが推測できるであろう。

#### (5)まとめと課題

##### 1)象徴としての念仏供養塔

近世の浅立村は決して豊かとはいえない村であった。文化3年の「下長井村々様子大概帳」に、「田地不足之村也」と記されているように、生産力も大きい土地ではなかった。その中で村の人たちは、懸命に働き、住民としての義務を果たしてきた。「大概帳」で「貢よく納ル、働又宜」と評されていることからそのことはよくわかる。

したがって、生活は厳しかったと推測される。その中で、人々は様々な信仰に癒やしを求めた。その中でも、年3回行われる念仏講はもっとも盛大なものであったのだろう。

念仏供養塔の建立事業が発想され、準備の仕事が実施されて石塔の完成にいたる文化15年から文政2年の間も、このような村人の日常生活は継続されていたと推測できる。

それを基盤にして念仏供養塔が建立された。事業の実施にあたっては、年長の指導者と熟年の指導者、そして特異な才能を持つ渉外担当者、そして有力な支援者の存在があった。それが、浅立村の92.6%の家々が寄付や寄進をし、村高の半永分の71.4%となるお金を集めたという結果として現れる。

初めに述べたことだが、浅立には念仏供養塔建立にまつわる伝承が、現在も生きている。それは、この石塔が浅立の人たちにとって特別なものであるからだろう。再度引用すると「むかし村に悪疫がはやり、多くの人がなくなった。このあと村の人も隣村の人も協力し、この石は遠く大石沢から引いて来た。機械力の小さかった当時、藁の大綱に大勢の人が集まって引いた。綱には信心による女の人の長い毛髪をないまぜてあり、それが現在も伝わる。書は松島瑞巖寺に依頼した。和尚さまは持参した酒をのみ、一気に立派に書いたものと伝えられている」という内容であった。この伝承は念仏供養石の産地を「大石沢」として伝えているが、文書によると「大石坂下」であり、南山和尚が居住していた寺を「松島瑞巖寺」としているなど、事実とは異なる点もある。また、浅立での悪疫の流行も確認はできないなど、事実を述べたものではない。しかし、それを今日まで伝えてきた重さに向かい合うべきだと考える。

この伝承には、不幸なできごとでなくなった人への鎮魂と慰霊、人々が協力することで事業が成し遂げられること。そして、人知を越えるものへの畏怖と帰依、また、事業を遂行する過程で生まれた滑稽味など、日常生活の中で大切にしたいものが含まれているように思われる。

浅立の念仏供養塔はそのような意味で、多様な生活とそこから生まれた精神性の象徴的な形象といえよう。

本稿のまとめとして以上のことを記しておきたい。

## 2) 成果と今後の課題

山形県西置賜郡白鷹町浅立地区にある念仏供養塔とそれに関する文書群の一部をもとにして、民俗学研究者の立場から「生活誌=Ethnography」をまとめようというのが本稿の目的である。

無味乾燥と見える帳簿を読んでいるうちに、次第に数字

だけでなく人々の姿が見えてくる。そして、その人々が生きていた生活の姿が浮かんでくるのが不完全ながらも体験できたと考える。それが本稿でもっとも大きな成果である。

しかし、対象とした文書の中で、文政2年8月吉日という日付を持つ「供養石ニ付萬懸り金銭出入覚留帳」の読解は不完全であった。文字が読めないこと、そして入金なのか支出なのかも明確に判断できないということの2点が大きな要因である。

これは、古文書学習を本格的に始めて2年にも満たないという筆者の学習経験の不足による。倦まず弛まず根気強く学習を積み重ねることの大事さを痛感した。

金銭の出入りが明確にわかると、石塔建立のために動いた人々の行動の一部が時系列の中に位置づけることができると思う。

たとえば、南山和尚に揮毫を頼みに行ったのはいつのことか、そして誰が行ったのか、本稿で保留した事項も特定できるかもしれない。

また、石工の作業工程やかかった日数、使った材料などもわかるかもしれない<sup>37</sup>。

先人の書いた文字を読み、そこに記されたことから、先人の生きた証としての生活の歴史を復元することが、私たち民俗学を研究するものができることと考えるのである。

註

1. 「文政二年己卯八月之日 閩村願主／南無阿弥陀仏／南山道人書」と刻まれている。なお、『白鷹町 石造文化財調査報告書』では「文政二年乙卯」となっているが、「己」の誤りであろう。また「閩村領主」となっているのも「閩村願主」が正しいと思われる。
2. 安田初雄, 1984, 「米沢市立図書館本邑鑑に関する二・三の問題」『福島大学教育学部論集』36号 など。
3. 同上。『米沢市史』近世篇1では「村名・高・免は文禄三年高物成帳を資料としたものである」としている(米沢市史編さん委員会編, 1991, : 40)。また、『白鷹町史』上巻では、「田畑の値打ちをはかった石盛りについては。前節でふれた蒲生時代の文禄検地その儘と云われている」としている(白鷹町史編纂委員会他編, 1977: 384)。
4. 「花手」についての説明は『白鷹町史』上巻 p560-561、「青苧手」については同書p570-571の説明されていることを参照した。
5. 紅花の買い上げ値段については『青木家文書 於新砥萬覚』p276の「224 正保二年分紅花・青苧買の覚」に記載されている。なお、この文書は青苧の値段についても記されているので、その部分を引用しておく。

正保二年分紅花青苧買之覚

|          |                                   |
|----------|-----------------------------------|
| 一、紅花御当買ハ | 如跡々壹匁ツ                            |
| 一、同御双場買ハ | 花百目ニ付テ壹匁三分ツ                       |
| 一、御当買青苧ハ | 上ハ百七十め壹把ニ付テ壹匁宛、中ハ八分、下六分、下四分寛廿ノことク |
| 一、御双場買同  | 上壹匁三分宛                            |
| 一、同      | 中壹匁                               |
| 一、同      | 下七分                               |
| 一、同      | 下四分                               |
6. 「元置賜村反別」として『山形県史資料篇4 新編鶴城業書下巻』に収録されている。また、「米沢領村目録」などとして引用紹介されている。ここでは、単に「村目録」としておく。
7. 今田信一, 1972, 『最上紅花史の研究』, 井場書店 など
8. 東根村郷土史刊行会編, 1972, 『東根村郷土史』, 東根村郷土史刊行会 p105
9. 本高の正税のほかは夫銭、入木銭など、紙役銭などの職業に懸かる税などがある。そのほか、半永の換算の際、明暦元(1655)年にそれまでの6斗で100文を5斗で100文(5石で1貫文)に改められ、差額を「懸銀」として取り立てるということになった(白鷹町史編纂委員会他編, 1977: 507)が、その「明元懸銭」及び万治2(1659)年に新設された、上中田のみに懸けたといわれる「万二附益物成」などの付加税がある。
10. (白鷹町史編纂委員会他編, 1977: 507; 615, 長井市史編纂委員会編, 1982: 50)。なお、この数字の根拠は管見の限り不明である。

また、米沢藩の枡については水鳥川和夫が「中世東日本における使用枡の容積と標準枡」において、慶長9(1604)年に「枡石・納枡共ニ今度相改候、判枡たるへき事」との布告を出している事を指摘している(水鳥川和夫, 2012: 102)。この典拠は慶長9年8月15日付の「郡中百姓役儀相定覚」であり、「山城守」の名前で出されている(山形県編, 1976: 91)。これは京枡へ

の変更ではないようである。

慶長9年の改訂の結果と思われるが、慶長17(1612)年の史料では「納枡」と「払枡」の2種類の枡の量の表示が見られ、納枡を1.26倍したものが払枡の容積として換算されていることも水鳥川は指摘している(水鳥川和夫, 2012: 102)。この典拠は慶長17年10月の「慶長十五分池黒村年貢出納帳」である(山形県編, 1976: 405-410)。

以上のように、この時期はまだ計量枡の標準化が徹底されていない時期である。米沢藩の計量枡の標準化についてもより詳細な研究が待たれるが、本稿においては『白鷹町史』などの先例に従い、表示の高に1.135を乗ずることにしておく。

11. 「一、綿・花之儀、只今迄ハ中揚(あけ)之者江相頼、当時者引替ニ而相済候ニ付而村方勝手之様ニ存候得共、直段為引登取立申由ニ候得者、却而(かえって)村方之費(つみへ)ニ行廻候間、先ツハ直納ニ為致度候、乍去其品少々之割当ニ而緬道成ル義茂可有之候間、以来之儀ハ其年並之相場を以代納ニ可被成下ニ付、村方費ニ行廻不申様ニシテ少々宛之義も村方之勝手ニ相成候様ニ可申渡候、勿論是迄綿花有之村々ハ、只今迄之通、其品可致直納ニ候、將又上餅・大豆油・餅米等小口ニ而品済ニ而品済ニ成兼、源五江相頼高直ニ相成、詰り百姓之泥之由、是又其時之相場ニシテ代納可申渡間、源五江高直之代銭を以相頼申間敷候」(南陽市史編さん委員会 1984: 27)。

なお、この文書の「綿花」は「真綿と紅花」と解釈して読んでいる。引用した文献の最初に「綿・花」と記されているのは「真綿と紅花」ということを明示したのであろうしかし、『米沢市史 近世編2』では、をそのまま「綿花」として論じている(米沢市史編さん委員会編 1993: 32-33)。そのために、木綿の原料である「綿花(めんか)」と読むこともでき、誤解を生じやすい。

12. 本文には「六郎兵衛」との署名があるが、これは荏戸の隠居後の名乗りである。
13. 「紅花 百目ニ付銀壹匁ツツにての御買上御領内にて都合の御買上高八駄と申候候処寛政二年御買上高出目とも百目一斤にして二千四百十四斤九拾三匁七分内代納分千三百三十七斤九拾三匁七分引正紅花千三百八十七斤此内御用小印拂四十五斤其外御方々様其外共ニ代拂分百十六斤町場入札拂三駄と百一斤メ千三百四十二斤但此内五十二斤ハ寛政元年の残物を以拂由申出寛政三年総高二千六百四十七斤内三百六十五斤五分代納取立分引正紅花の取立出目共ニ二千二百八十二斤此内御用拂三十三斤御方々様へ代拂五十七斤町場入札二千百斤今有処九十二斤ト計出候爰ニ出目と申候ハ貫目の掛出しニても可有之掛出しを込て七駄前後に候時ハ是亦追々の願ニ用捨の下りたるにても可有之候扱又他邦出入を尋候処入荷ハ無之寛政三年の出荷数七駄と二十一貫目と申出候得共取合て八十四五駄是も相應之御国産にて可有之候是も多く作り候ハ、民利御国益ニ相違有ましく候へ共是又繰わたの條下ニ候通強て申付候てハ行れかたたく候へは作得たる村々へ作らせ隣に羨せ候仕方ニ止り可申又御国産用と申日ニ至り候ハ、御國にて多く費し可申おのつから作り可申事と存候」(山形県編 1961: 745)
14. 「樹畜建議並衆評」の該当部分の単位は「斤」であるが、「百

目一斤にして」と記載されているので、ここでは他の部分と比較しやすいうように、貫匁単位に直して表示している。

15. 「郡中青苧真綿紅花常納帳」については、「一 五貫四百八拾七文 花」となっていて、金額のようにも見える。しかし、他の年の花手の金額や買上量などから、「文」は「文目」、つまり「匁」と考えて分量と判断した。
16. この文書は、筆者が調べた限りでは現在所在不明である。したがって、目にすることができるのは管見する限りでは『白鷹町史』上巻で言及されている部分だけである。
17. 渡部史夫もこのことについては言及している（渡部史夫、1976: 41）。
18. 出典（山形県、1961: 753）。原注にもある。
19. 「郡中青苧真綿紅花常納帳」については、「一 三〇七貫七百三拾文 畝」となっていて、金額のようにも見える。しかし、紅花の場合と同様に、「文」は「匁」と考えて分量と判断した。
20. 「疋（ひき）」は反物の単位。1疋は2反である。
21. 1月、3月、5月、6月、8月、10月の6ヶ月が29日、他の6ヶ月は30日。
22. 福島県大沼郡昭和村の「からむし工芸館」が発行している『昭和村のからむしはなぜ美しい からむし畑』では、二十四節気の1つで、四月中の「小満」の頃としている。それだと立春から105日目にあたる（からむし工芸博物館、2011:10）。
23. 前書によると、刈り取りの時期については、「7月の土用過ぎからお盆まで収穫作業は休みなく続けられます」である（からむし工芸博物館、2011:16）。また、『南陽市史編集資料』第6号の「史料七 青苧取日記附留帳」は、嘉永3（1851）年の小滝村での刈り取り記録であるが、それによると7月23日から8月21日まで刈り取りが続いていることがわかる（南陽市史編さん委員会編、1981: 56-58）。
24. 清明（せいめい）は、二十四節気の第5。三月節（旧暦2月後半から3月前半）である。新暦では4月4日または5日あたりになる。また、山形の後藤小平次が享保15（1730）年に著した『名物紅の袖』では「蒔付之頃、春土用三・四・五日前々段々蒔申候」と記されている（後藤小平次、1993: 34）。なお、天保4年の春の土用の入りは2月30日で、俊親日記には「晦日 終日小雨也。土用入口也」と記されている（白鷹町教育委員会他編、1991: 21）。したがって「清明ごろ」と「春土用三・四・五日前」はほぼ同じ時期を指していると考えられる。
25. 俊親日記によると、天保4年の半夏生は、5月15日であり、「今日はんげ也」と記してある（白鷹町教育委員会他編、1991: 34）。
26. 「安政二歳（あるいは文政二歳か）卯□（□は不明字）三月廿五日」という文字が「覚」の文字の脇に後で書き加えられたようにしている。
27. この部分の「文政二年三月廿五日」についても後で書き加えられたようになっていて。なお、この部分は(2)の覚の裏紙になっている。前注のものも含めて考えると、初めは白紙であったところに、文政2年3月25日以降に書き加えられたとも考えられる。
28. 「閏」の字の後の「(こう)」は筆者が付けた。
29. 2019年8月28日に浅立地区調査をおこなったが、その際に伺った。
30. 引用した部分は、文政2年8月吉日付の「供養石二付萬懸り金

銭出入覚留帳」12面に記された数字である。

31. 換算は、『白鷹町史』上巻のp612からp615で説明されている換算単位を用いた。永楽銭1貫文が1両であり、寛永通宝は4貫文が1両である。なお、1両は4分、1分は4朱である。
32. 他にソバの代金や職人の日当などを元にする換算方法などもあり、それぞれの場合で同一時期であっても相当な開きがあると考えられ、誤解も生ずる恐れがある。しかし、本稿ではできるだけ現在の生活感覚に寄り添って論を展開したいと考えるので、一応の目安として換算を試みたいと考える。
33. 農林水産庁のwebサイトで、令和元（2019）年9月25日閲覧した。<http://www.maff.go.jp/j/seisan/keikaku/soukatu/attach/pdf/aitaikakaku-184.pdf>
34. この場合、白米の値段と玄米の値段という違いが出て、厳密な計算とはいえないが、参考のためということであえて示すことにする。
35. 「三重年表」では「此年痲瘡大流行ノ天札ノ数知ヘカラス十月廿六日五扱代官中ノ書出痲瘡人七千三百四十三人内九百十九人死町奉行書出千四十六人内百四十五人死町在都合痲瘡人八千三百八十五人内千六十四人死此外諸士諸門屋又者等ニテノ数知ヘカラス此節小國並外中津川ヘハ痲瘡一切未入又十月下旬以後ノ死不可知嗚呼々々然ラハ御郡中一年ノ死二千ニハ及ヘキカ嗚呼々々」と記されている（山形県編、1960: 187）。
36. 筆者は平成17（2005）年から調査に参加した。
37. 帳簿には「漆」や「柱材」なども記入されているようである。それは何に使ったのかなども判明するのではないかと考える。

#### 参考・引用文献

- 奥田修三. (1958). 「近世後期における都市商人—奈良晒布青苧仲買について—」. 『立命館経済学』7巻5号, 51-88.
- 河北町誌編纂委員会編. (1993). 「郡中青苧真綿紅花常納帳」. 『最上紅花史料I 河北町誌編纂史料』, 1-35.
- からむし工芸博物館. (2011). 『昭和村のからむしはなぜ美しい からむし畑』博物館シリーズ14. からむし工芸博物館.
- 児玉幸多 編. (1965). 『産業史II』（体系日本史叢書11）. 東京都千代田区: 山川出版社.
- 後藤小平次. (1993). 「名物紅の袖」. 著: 佐藤常雄・徳永光俊・江藤彰彦編, 『日本農書全集』45 特産（ページ: 27-64）. 農山漁村文化協会.
- 小林宏. (1970). 伊達家塵芥集の研究』. 創文社.
- 今田信一. (1972). 『最上紅花史の研究』. 井場書店.
- 今田信一. (1980). 『べにばな閑話』. 山形県河北町.
- 白鷹町教育委員会・白鷹町文化財調査委員会編. (1991). 『小嶋家文書 俊親日記』一. 白鷹町教育委員会・白鷹町文化財調査委員会.
- 白鷹町教育委員会・白鷹町文化財調査委員会編. (1997). 『青木家文書 於新砥萬覚』. 白鷹町教育委員会・白鷹町文化財調査委員会.
- 白鷹町教育委員会・白鷹町文化財調査委員会編. (1998). 『青木家文書 萬金銀請取拂帳』. 白鷹町教育委員会・白鷹町文化財



- 
- 調査委員会.
- 白鷹町教育委員会編. (1981). 『しらたかの歴史をたずねて』. 白鷹町教育委員会.
- 白鷹町史編纂委員会・白鷹町史編集委員会編. (1977). 『白鷹町史 上巻』. 山形県西置賜郡白鷹町: 白鷹町.
- 白鷹町史編さん委員会・白鷹町史編集委員会編. (2014). 『白鷹町史 現代編』. 山形県西置賜郡白鷹町: 白鷹町.
- 白鷹町石像文化財調査委員会編. (2010). 『白鷹町 石造文化財調査報告書』. 白鷹町教育委員会.
- 総務省統計局. (2019年3月20日). 「人口推計—2019年(平成31年)3月報一」. 参照先: 人口推計: <https://www.stat.go.jp/data/jinsui/pdf/201903.pdf>
- 角山幸洋. (1968). 『日本染織発達史』. 東京都港区: 田畑書店.
- 長井市史編纂委員会 編. (1982). 『長井市史』 第二巻(近世編). 長井市.
- 南陽市史編さん委員会編. (1981). 『南陽市史編集資料』第6号. 南陽市.
- 南陽市史編さん委員会編. (1984). 『南陽市史編集資料』第12号. 南陽市.
- 服部幸雄、富田鉄之助、廣末保編. (1983). 『歌舞伎事典』. 平凡社.
- 東根村郷土史刊行会編. (1972). 『東根村郷土史』. 東根村郷土史刊行会.
- 水鳥川和夫. (2012). 「中世東日本における使用桁の容積と標準桁」. 『社会経済史学』, 99-118.
- 守谷英一. (2018). 『近現代社会における在来の手仕事の社会文化的環境適応』. 東北芸術工科大学大学院芸術工学研究科博士論文.
- 安田初雄. (1984). 「米沢市立図書館本邑鏡に関する二・三の問題」. 『福島大学教育学部論集』36号, 1-12.
- 山形県編. (1960). 『山形県史』資料編3 新編鶴城叢書上. 高橋書店.
- 山形県編. (1961). 『山形県史 資料編4 新編鶴城叢書下』. 山形県山形市: 高橋書店.
- 山形県編. (1976). 『山形県史資料編16 近世史料1』. 山形県.
- 吉田義信. (1973). 『置賜民衆生活史』. 東京都板橋区: 国書刊行会.
- 渡部史夫. (1976). 『米沢藩の特産業と専売制—青苧・漆蠟・養蚕業—』. 遠藤書店.